

令和7年第10回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月17日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	12月17日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	12月17日 16時22分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 事 島袋海矢君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	比嘉悟君	総務課長	島袋英樹君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	農林水産課長	浦崎悟君
	企画課長	新保礼人君	建設課長	西江忍君
	建設課参事	知念利次君	教育行政課長	新城米広君
	商工観光課長	金城幸人君	公営企業課長	玉城正朝君
	医療保健課長	万寿祥久君	農業委員会事務局長	知念浩司君
総務課長補佐	古堅裕喜君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年第10回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月17日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（2番 知念邦夫議員・3番 宮城弘和議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問（6人）
第6	報告第14号	農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の専決処分の報告について
第7	議案第74号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第75号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第76号	伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第77号	伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第78号	伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和7年第10回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 知念邦夫議員、3番 宮城弘和議員を指名します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、3日間に決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配付したとおり提出されています。各自お目通しをお願いします。

次に、私の主な出張等について、報告をします。

11月12日、第69回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され出席しました。

11月28日、北部市町村議会議長会第3回理事会及び定例総会が大宜味村で開催され、副議長が出席しました。

12月1日、県町村議会議長会定例役員会・年末懇談会が那覇市の自治会館で開催され、出席しました。

12月2日、第2回議会報告及び村民との意見交換会を開催しました。今回は議会報告のあと、2つの常任委員会に分かれグループワークという形で行い、参加者30人でしたが多くの意見をいただきました。今後、その意見要望を共有し、村当局と一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

これで、諸般の報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

おはようございます。令和7年第10回伊江村議会定例会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、令和7年度第51回沖縄県畜産共進会の開催について。11月1日、南部家畜市場にて令和7年度第51回沖縄県畜産共進会が開催されました。本村から北部地区代表として優良牛2頭が出品され、審査の結果、若雌1類部門において、東江前区の内田大也氏の出品牛が優等3席、若雌2類部門において、西江前区

の島袋博光氏の出品牛が優等4席に輝きました。出品された2頭全てが入賞したことは、日頃からの生産者皆様の徹底した飼養管理の賜物であり、今後の本村畜産業の振興、発展に寄与するものと期待しております。各部門の成績については、お手元に配付した資料を後ほど御確認をお願いいたします。

2点目に、黒糖工場の安全祈願並びに火入式について。11月6日に、令和7年、8年期の製糖操業に向けた今期製糖の安全を祈願した火入式が黒糖工場において行われました。今期の操業計画は、原料搬入及び压榨が令和7年12月1日から開始され、製糖終了が令和8年3月31日までとなっております。なお、今期の生産計画は、収穫面積88.97ヘクタール、生産量は6,822トンの予定となっております。

3点目に、「令和7年度伊江村民俗芸能発表会」の開催について。11月8日、伊江村農村環境改善センターホールにおいて「令和7年度伊江村民俗芸能発表会」が開催され、担当区である西江上区が35演目を発表しました。18年ぶりとなる組踊「本部大主」をはじめ、西江上区に伝わる二才踊りやペンシマなど、多様な演目が披露され会場を魅了しております。長い期間、発表会に向け稽古をかさねた役者、地謡及び指導者や裏方で御尽力された関係者の皆さん、並びに実行委員長を務めました知念邦夫様はじめ、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

4点目に、「離島フェア2025」の開催について。「離島フェア2025」が11月21日から23日まで、那覇市の沖縄セルラーパーク那覇で開催されました。今回で37回目を迎え、奄美からの参加を含む90の事業者が各地の特産品を販売しました。伊江村から特産品販売に6店舗、離島食堂に2店舗が出展し、3日間の総売り上げは約574万円で、昨年比29%増となりました。期間中、天候にも恵まれ、来場者は約13万8,000人で、昨年より9,000人増となりました。

なお、優良特産品の食品部門でNOGU'S(のぐず)「野口なぎさ」さんの「いえしま便島らっきょうキムチ」が優秀賞を受賞し、絵画コンクールにおいて、西小学校2年生の並里香輝(こうき)さんの作品「いえしまフェリーと城山」が優秀賞に輝きました。また、伝統芸能ステージにおいては、西江上区が民俗芸能を披露し、会場を盛り上げていただきました。離島フェアに出展ならびに芸能出演をしていただきました関係者に対し、敬意と感謝を申し上げます。なお、会場の様子を写真でまとめておりますので、お手元に配付した資料を御覧いただきたいと思っております。

5点目に、令和7年度第64回農林水産祭(すいさんさい)式典について。11月23日、東京都・明治神宮において、令和7年度第64回農林水産祭式典が開催されました。式典には、鈴木憲和農林水産大臣をはじめ、全国各地の受賞者、農林水産関係者など、多数の参加者の下に、盛大に開催されました。本村からは、昨年度開かれた第37回沖縄県花卉品評会において、農林水産大臣賞を受賞した真謝区の並里拓実氏が出席し、全国から集まった受賞者の皆様とともに栄誉を称え合い、全国各地の取組を共有する貴重な機会となりました。2019年の小菊部門に引き続き2度目の農林水産大臣賞を受賞となった並里氏に敬意を表するとともに、今後の本村農業の活性化に一層つながることを期待しております。

6点目に、令和7年度「防風林の日」関連行事植樹大会の開催について。11月27日に、令和7年度「防風林の日」関連行事植樹大会を開催しました。議会をはじめ、多くの関係者の皆さまに御参加をいただき、心から感謝を申し上げます。今年は、堆肥センター南側圃場の保安林帯にクロキ、テリハボク、マサキ、クワンソウの4種類、約500本の苗木を植栽しました。今後も緑化推進及び植栽事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

7点目に、伊江村民収容地跡訪問感謝の集いについて。11月28日に戦後80年事業の一環として、村民並びにイージマ郷友会、久志区民など関係者約80名が参列し、名護市久志区において、伊江村民収容地跡訪問「感謝の集い」を開催いたしました。記念碑及び周辺の維持管理をしていただきましたイージマ郷友会と久志区の皆さまに心から感謝を申し上げます。また、久志区においては公民館の借用及び民俗芸能を披露してい

ただくなど、心温まる御対応に重ねて御礼を申し上げます。御参列いただきました議員の皆様、伊江島民謡を奉納いただきました村民俗芸能保存会皆様に、この場をお借りして御礼を申し上げます。

8点目に、先ほど申し上げましたが、内田竹保氏、法務大臣賞受賞について。令和7年度沖縄県更生保護大会が12月2日、AIM・ユニバースてだこホールで開催され、東江前区の内田竹保氏が保護司としての永年の活動に対し、法務大臣賞を受賞しております。本賞は、法務行政の発展や社会貢献に寄与した個人、団体に贈られる賞となっており、平成17年より20年間、保護司活動に寄与されてきた功績が高く評価されての受賞となっております。今回の受賞は、内田氏の篤志的精神とこれまでの努力が認められたものであり、心よりお祝いを申し上げます。

9点目に、イーゾマチューパンジャまつり2025について。12月7日、「イーゾマチューパンジャまつり2025」を開催しました。村政功労者表彰式では、これまでの顕著な功績をたたえ玉城洋之氏、金城八重子氏の2名へ表彰を行いました。また、上間君子氏、知念静子氏へ感謝状の贈呈を行いました。

産業まつり表彰式においては、耕種、畜産、水産の各部門の表彰のほか、沖縄県農林水産部長賞に阿良区の喜屋武宗健さんが受賞をされております。会場内では、村建設業協会や消防団等の協力による体験型イベントや野菜の詰め放題、各区子ども会のステージなど、充実したイベントが繰り広げられました。また、第4回伊江村文化祭では、11サークルによる舞台発表、さらには盆栽や書道など数多くの展示物がございました。天候にも恵まれ、多くの村民の皆さまに会場いただき、まつりを盛り上げていただきました。

10点目に、北部地区エコファーマー認定証交付式について。12月7日に開催された、イーゾマチューパンジャまつり2025において、エコファーマー認定証交付式が行われ、「伊江村農家組合畑（パル）シンカ」の長濱頌大組合長へ沖縄県北部農林水産振興センター玉城 聡所長より認定証が授与されました。エコファーマーとは、化学肥料及び農薬の低減など、環境に配慮した農業に取り組む農家を県が認定する制度であります。団体認定としては、県内で2例目、北部地区では初の事例となりました。畑シンカ組合による、肥料・農薬を低減した土づくりによる安全・安心で質の高い島らっきょう生産技術の実践は、北部地域における先進事例として期待されております。

11点目に、小濱佑斗選手の読売ジャイアンツドラフト指名と激励会開催について。令和7年10月23日に行われたプロ野球ドラフト会議において、西崎区の小濱勝良さんの孫であり、小濱勝也さんの息子である沖縄電力野球部所属の小濱佑斗選手が、読売ジャイアンツから5位指名を受け、11月16日に仮契約を交わしました。12月8日には伊江村役場へ表敬訪問に訪れ、夕方からは西崎区公民館において、実行委員会主催の激励会が開催され出席しました。伊江村関係者からのプロ野球への入団は42年ぶりであり、今後の小濱佑斗選手の活躍を心より祈念申し上げる次第でございます。

12点目に、第14回ハイビスカスカップ小中学生ゴルフ伊江島大会の開催について。去る12月14日（日）伊江島カントリークラブにおいて、第14回ハイビスカスカップ小中学生ゴルフ伊江島大会が開催され、村内外から42名が出場いたしました。村内からは、中学生女子の部に伊江中3年生の新城百恵さんが出場し、OUT 31、IN32、GROSS63 で優勝し、地元出場選手として初の優勝を果たしました。新城選手の今後の活躍を祈念申し上げます。なお、大会の結果は、お手元に別紙資料をお配りしておりますので御覧いただきたいと思っております。

13点目に、建設事業の執行状況報告について。令和7年10月29日の臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、業務6件、工事3件、備品購入2件、計11件を執行しておりますので御報告いたします。後ほど、資料を御覧いただきたいと思っております。

14点目は、児童生徒の活躍状況について。児童生徒の活躍状況については、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。後ほど御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

通告に基づきまして、2点の一般質問を行います。今回の2点につきましては、今村内で話題になっている件を取り上げてみました。

1点目に、庁舎建設に伴う敷地選定について伺う。現庁舎は、昭和58年に建設され42年が経過し老朽化が進み、このたび新しく庁舎を建て替えることが計画されております。これまで伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会において、用地の選定が検討されてきました。去る8月18日には委員会の途中報告として、議員全員協議会において、4か所の候補地が挙げられ総合評価したところ、西江前区ミースィ公園北側の地域が有力地であると報告されました。現在では委員会での審議も終了し答申が提出され、さらには西江前区において、予定地関係者及び近隣の方々への説明会も実施されたようです。庁舎建設は村民の大きな関心事であります。そこで、次の点について村長の御意見をお伺いします。

記 (1) 西江前地区に決定された理由をお伺いします。(2) 西江前区の説明会ではどのような御意見が出ていたのか。(3) 完成予定はいつ頃になりますか。

次に2点目、移住定住促進住宅への入居状況について、お伺いいたします。令和6年5月から入居が開始し、約1年半が経過し12世帯の準備に対し、令和7年11月現在6世帯が入居しているようでございます。完成当初の説明では、5か年目に満室させる計画であるとのことでしたが、計画通り進んでいるのか。村民からは「大きな建物はつくったが入居者は少ない、どうなっているの」さらには「募集条件が厳しいのでは」等々の声を多く耳にします。そこで、住宅への入居状況について下記の通りお伺いいたします。

記 (1) 当初計画通り達成は可能なのか。(2) 募集条件の緩和についてどのように考えておられますか。(3) 入居希望者の問い合わせの状況はどうですか。(4) Uターン、つまり村出身の若者が島に帰れるようPRしてはどうですか。

以上、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

島袋義範議員の1点目の「庁舎建設に伴う敷地選定について伺う」にお答えさせていただきます。議員お説のとおり、現庁舎は昭和58年に建設され42年が経過し、補修や修繕を繰り返し現在に至っており、住民サービスを提供する拠点として、その役割を担ってきました。しかし、施設の老朽化や狭隘化、行政サービス機能の分散化、バリアフリーやプライバシーの確保、ユニバーサルデザイン、DX推進への対応等、様々な課題を抱えており、このような状況を踏まえ、村では、庁議メンバーで構成する伊江村庁舎等複合施設整備建設検討会議（以下「検討会議」と言う。）を設置し、検討を開始いたしました。令和6年度には「伊江村新庁舎等複合施設基本構想」を策定し、令和7年5月には各村内の各団体長、識見者などで構成する伊江村庁舎等複合施設建設検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）を設置し、これまで3回の検討委員会を

開催し、建設位置の候補地を決定いたしました。それを受けて、地権者の承諾、近隣住民の了解を得たところでございます。

それでは1つ目の「西江前地区に決定された理由をお伺いします」にお答えさせていただきます。検討委員会において、4候補地で検討を行いました。選定方法は「伊江村庁舎等複合施設の用地選定に係る基準」を定め、それに基づき、防災性、利便性、実現性、経済性の観点から4候補地の点数評価を実施した上で、点数が上位の「ミースィ公園北側」に決定いたしました。

2つ目の「西江前区の説明会ではどのような御意見が出ていたのか」にお答えさせていただきます。去る、11月18日に実施いたしました近隣住民説明会においては、これまでの経緯を説明し、建設位置についての理解を求めたところであります。説明会での主な御意見としては「庁舎が完成した場合の日照不足による作物への影響」「庁舎敷地への接道（県道）の車両渋滞の懸念と、一般車両（真謝・西崎・港方面）への動線」などの御意見がありました。これらの御意見につきましては、今後の基本計画の中で対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

3つ目の「完成予定はいつ頃になりますか」にお答えします。令和7年度に基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計、用地買収、物件補償を行い、順調に行きますと、令和11年度に工事着工、令和12年度の完成を予定いたしております。

続きまして、2点目の「移住定住促進住宅への入居状況について」お答えいたします。議員お説のとおり、移住者等の受入れ体制を整えるため移住定住促進住宅が令和6年度に供用開始され、現在6世帯14人が入居しております。

1つ目の「当初計画通り達成は可能なのか」についてお答えいたします。現状、供用開始から1年半で12世帯中6世帯が入居しています。5年計画での達成状況といたしましては、順調に推移している入居状況でございます。また、入居決定後に申請者の諸事情で入居を断念したケースが5件ありましたので、今後達成は可能と考えております。

2つ目の「募集条件の緩和についてどのように考えておられますか」についてお答えいたします。現在の募集条件は、①家族世帯、②住所を本村に移すこと、③5年以上、村内に定住する見込みのある者、④満50歳未満の者などが、主だって挙げられておりますが、募集条件は各区の区長や書記と調整を行い、後継者不足、高齢化、子育て環境等の課題を解消するため、子育て世代が地域活性化につながるとの意見を参考に、本募集条件を策定いたしました。また、整備は国の補助も活用しており、その計画の中で子育て世代の受入れを打ち出しておりますので、当面の間は、条件を緩和せず続けていくことが重要だと考えております。

3つ目の「入居希望者の問い合わせ状況はどうですか」についてお答えいたします。令和6年1月から問い合わせを受け付けており、これまでに280件を超える問い合わせがありました。その中で、実際の入居申し込みは18件となっております。

4つ目の「Uターン、つまり村出身の若者が島に帰れるようにPRしてはどうですか」についてお答えいたします。現在、村ではUターンを含めた移住支援を行っており、定住を促進するための国の移住支援金や伊江村独自の移住定住応援給付金にて支援しております。今後も若者向けにPRするためにSNSを活用した情報発信を含め、各イベント等でも周知活動を行い、村で活躍する担い手となるUターン希望者のサポートをしてまいりたいと考えております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

議会に対しては、8月18日の臨時会の後だったと思いますけれども、そこで今いろいろと委員会において検討していると。評価基準の点数表ももらいました。その後、村長が決定したのはいつなのか。その後は、議会に対しては正式にここに決定したという説明はないと、なかったと私は思っています。議会への説明がないということについて、村長はどのように考えるのか。そういう状況では私ども住民への説明もできないんです。その辺をお伺いします。1点目に。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

議員お説のとおり、8月18日に伊江村臨時会後に説明、庁舎建設の位置について、評価説明を基に御説明いたしました。その後に候補地の地権者との交渉と申しますか、承諾を6人の地権者と承諾をもらって、その後10月16日に、伊江村振興審議会への庁舎建設の位置についての説明をいたしました。それをもって、翌日の10月17日に庁舎建設の位置についてということで村長の決定ということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

10月17日に、村長で決定したということをお伺いしました。防災無線ではもう12月22日に庁舎建設について、説明会を実施するということが流れています。前から決まった日程だとは思いますが、なぜかしら、私が一般質問を提出したから、あわてて住民説明会を実施するような感じが私は否めません。8月に検討委員会の答申が出されたとお伺いしておりますけれども、それでは10月17日に決定したというから、10月からしても2か月経過、8月の答申が出てからは4か月にもなるんです。その間、説明会ができなかったのか。もっと早めに村民への説明会を実施すべきじゃなかったかなと私は思いますが、村長どのように思いますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

先に私のほうから、この日程につきましては、8月に議会のほうに説明したときにも申し上げたつもりなんですが、土地の交渉、地権者との交渉がありますので、どうかこの情報については守っていただきたい。守秘義務と申しますか、守っていただいて、こちらの交渉を見守っていただければということでお願いをしたところでございます。そしてこの22日の説明会につきましても、やはり地権者の同意を得た後に、そして周辺の近隣の地権者に説明し、そしてどういった感触なのかという部分もありまして、年内にどうにかやらないといけない部分があつて、担当課の担当者と一緒に日程を詰めていったものでございまして、決してこの一般質問があつたから、取り急ぎということではなくて、村長の日程であつたり年内でどうにかという部分で、どうにかねじ込むというか。日程を空けてやっている部分がございます。担当者、そして私も含めてなんですが、事務方としてはこの土地の交渉というものがうまくいって、その理解をどうやってコンセンサスを得るかという部分に目が行ってしまつて、議会のほうに説明するべきという部分で、不備と申しますか。遅れてしまったことに対しては事務方を預かる私としても、おわびしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

村長にお伺いします。村長、この自分が村長として庁舎の場所をどこにするという決定してから、議会に

対して報告すべきじゃなかったかと、これは村長の専権かもしれないけれども、大事なことなんです。それについてはどう思いますか。遅くない。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

まずは検討委員会のほうに、これまで候補地を挙げていただいて選定されたことについて、先ほど説明されておりますし、確かに先ほど副村長から説明いたしました8月にこの臨時会以降の、これから地主の皆さん、地権者と交渉に当たっていきいたいというところもあって、先に議会の皆さんにも御報告をさせていただきました。その後、やはり村長が決定をするということについては、もちろんそうですけれども、地権者の皆さんの意見が最優先、それから次にそこに建物を建てるわけですから、その近隣者の皆さんの意見をしっかり聞いてからではないと、なかなか村長が決定しましたというところも言えない部分があるのかということもあって、非常にどういった意見が出るのかとか、あるいは地権者から、あるいは村民からその話を西江前区の説明後に、話が出てくるのかということもあって、決定しましたというところの判断をするのが非常に遅かったのかということについては、今御指摘のとおり、そういったことについては、遅かったと思っていますが、まずは以前にも調べたんですが、この候補地の決定については、議会に諮るべきものであるのかどうかについても、それはもちろんお分かりだと思いますが、確かに決定をして説明会もしました。しかし説明会をしたあとに、どんな意見が出てくるのか、どんな要望が出てくるのかなどを含めて、いろんなものを精査した後に、しっかりと議会に説明したほうが良いということもあって、これまで長引いてきたところについては、御理解いただければと思っていますのでお願いいたします。私は、あくまでも今度の22日の説明会についても、ここに候補地として、ここが一番いいという判断をしたので、ぜひ御理解をお願いしますということでの説明会にしていきいたいということで、内部でもそういうことの説明をしようということにしておりますので、よほどの反対意見が出ない限りは、そこでやはり候補地として、決定地としてやっていきいたいと思っていますので、既に基本計画については発注しました。と申し上げるのは、早めにこの候補地を決定をして、今後どのような整備をしていかないといけないかなども含めて、時間をかけてやっていかないといけませんから、そういった事務的なものは進めさせていただいておりますが、確かに議会の皆さんに「ここで進めていきます」という機会がつけられなかったことについては、おわび申し上げたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

村長もそう言っているけれども、私が「議会への説明が遅かった」ということについては、今でも思っています。伊江村の政治の中心と申しますか、番所と呼ばれた時代から、明治、大正、昭和の戦前までは現の中央公民館、敷地一帯、さらに戦後の昭和から平成、令和の今日までは、現在の敷地で常に城山を背にして、フーシャティーして政治が行われてきたような感じを受けております。今回の新築移転に伴い、城山の西側である西江前区に移るということになり、長年慣れ親しんできた我々からすれば、何かしら寂しい感じもいたします。しかしながら、移転の大きな理由とされている村長の決定による施設を集合化する、複合化する。さらには広い駐車場を設置しなければならないという理由は、致し方ないことだと理解いたします。しかし、庁舎の移転は、今後100年を見越した計画であり、今後悔いを残さないように来たる22日の村民説明会は、村民に対して丁寧かつ納得のいく説明が求められると思います。当局の今後の対応を注視すると同時に、村民に理解が得られるよう当局の御努力を希望いたします。この点については終わります。

次に2点目、答弁にあります「入居決定後に申請者の諸事情で入居を断念したケースが5件ありました」

というのがあります。この断念したケース、断念の理由というのは何でしょうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

入居決定後に、諸事情というところがございますが、本人の体調であったり、その御家族の体調不良と、あとお仕事の都合というのが主だった理由でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今の理由ですが、なるほどと思ったのが2点目に言われた仕事の件です。これは去る、先ほど議長からも報告がありましたけれども、12月2日に第2回目の議会報告及び村民との意見交換会を実施しました。その中でも、島に来るには仕事がないとどうしようもありませんと。仕事のあっせんはどうなっているのかという村民の疑問が寄せられております。その仕事のあっせんは、どういうふうな形でやっているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

仕事のあっせんというか、紹介については、今ホームページのほうにYYYクラブであったり、製糖工場であったり、物産センターというところの御紹介はしておりますが、すみません、諸事情というところで、先ほど説明させていただきましたが、今私がちょっと説明不足しておりましたので、今勤務しているところのお仕事を辞めることが、辞職することが難しいということで、その期間を延長してお待ちしておりましたが、最終的に都合がつかず入居の申請を取り下げたというところになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

移住定住促進住宅は造ったものの、島では仕事が少ない。これは理解もいたします。例えば農業の作業で、花だったら花の時期、きびだったらきびの時期、一年中通して仕事ができるというのが少ないと、私も感じています。そういう中で本当に伊江島に定住してくれるのかという気もいたします。それで先ほど、条件緩和の件、言いましたけれども、今は5年間は国との条件といたしますか、そういうのもうたっているからできないと。子育て世代をとうたっていると。これも理解しますけれども、5年後にはやはり、いろいろとテレビでやっています、夫婦2人で定年してから移住して、パン屋をすとか、そういうこれまで長年培ってこられた仕事に対して、定年後は都会ではなくて、地域に住みたいという方はたくさんいらっしゃるんです。これは他の市町村でもそういうことがあるというのは私も聞いています。若い人よりも、そういう方のほうが多いと聞いています。ということで、これまでの経験を生かしてもらって、島の若い皆さんにその経験を指導してもらおうということも大切ではないかと。一つの手ではないかと。必ずしも子育てにこだわらないで、住民として登録すれば、財政的にも国のお金も入るわけでしょう。だからその辺のなんで「子育て世代」に限定したかなという気がしてならない。今になってから言うんだけど、私もこの条例をつくる時に参加していますので、あまり言えないけれども、今後は5年後のこの改定時期についてはぜひ、その辺も加味して検討していただきたいと思っておりますけれども、どうですか村長。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議員の御指摘につきましては、大変、大局的なお話がございまして、今この移住定住促進住宅への質問の中で、どう答えるかというのは大変、難しいという部分がございます。ただこの仕事場とか、仕事のあっせんが行政としてできるものなのかという部分もまずありますが、移住体験というものも実際にやっております、農家だったり、様々な職場も体験しながら、伊江島のほうで移住体験をして、そこで決心をするという、「伊江島にきたい」あるいは「別がいい」という方もいたりするとは思いますが、そういった過程を経て、住宅に申込みされる方も想定しております。ですから、仕事とこの住宅の入居者の選考というものが、同時併行で進められるかどうかというのは、ちょっと難しいところではあるんですけども、先ほど企画課長が説明したとおり、仕事というのはリモートでやっている方もいますし、実際に最初は夫婦で来るつもりだったんだけど、片方しか来れないという部分があったりとか、一番端的なこの諸事情の中であったのは、伊江島出身の方で現に伊江島の様々なスポーツ、行事に参加している方が、本土で結婚して旦那さんと一緒に島に暮らすということで入ろうとしたんだけど、もともと活動している行政区に所属したいのに、この住宅に入ったらそこで活動しないといけないという、こういう拘束に少し懸念を示して、入らずに本人の事情で別の民間の住宅に入ったという諸事情の方もいらっしゃるんです。ですから、そういう方々も入れたら、実は8割ぐらい入っている可能性もあるのかと私は思っております。ですから、やはり今の段階でまだ築2年になりませんので、今の段階で緩和というものを想定した形でというのは、なかなか難しいのかなということと、まずは人口減少対策という大きな目標みたいなものがあるのかという、それに対する村としての姿勢というものも試されているのかと思っておりますので、今すぐにこの条件緩和というものに関しては、シフトするのは難しいのかと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私もちょっと勉強不足でした。というのは12戸つくっても、1年でみんな入れてしまうと、じゃあ2か年目に希望して来る人が入れなくなるということなんですよ。そうですね。5年間でというのは、担当者から聞いたら「そうだ」というわけです。その辺をちゃんと住民に説明すれば、私も説明されて初めて分かった。一般住民が「ウッピナーのヤーつくって、チューウランシガ」というのをまともに受けた。担当課に行って「ここどうなっているの」と、担当者からちゃんと聞いたんです。すると、例えば今入れてしまうと、来年子どもがたくさんいる人が入りたいと希望しているのに、空いていなければ入れないじゃないのということ聞いて、「あっそうか」と思ったんです。そういうところの説明を住民に対してちゃんとすれば、住民は納得すると思います。その辺の説明がないんです。「5年でいっぱいします」という説明は聞いている。だけど、順次に入れないと、例えば空いていないとこっちの条件が一番いい人から希望来たって空いていなければ入れないわけだから、全体に一括で入れてはいけないというのか。その辺の説明が、5年のサイクルで出ていくわけでしょう。だから、5年目に入ったらまた空き家が出てくるんです。「ああそうか、そういうものか」と私は思ったんです。これはもう私の認識不足だと。それと、「5年過ぎたら出ていけ」ということだよな。これ延長はないですよ、もう一回。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時45分)

再開します。

(再開時刻10時47分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

一つの提案として、この最長5年しか居られないと、5年したら出ていかないといけないと。そういう方々の、そういうときに村営住宅が空いていればいいんだけど、その人は5年で出なさいというのは、また5年で準備できない人もいると思うわけです。家も造れない、金もないし、土地もない。そういうときに、ただ出ていきなさい。ここは5年しか居られませんよ、ではなくて村で用地でも購入して、ここにあなた方、家を造っていいですよとか、そういう後のことまで考えて政策はやらないと。当初入る住宅は造った、じゃあ5年で終わりですよと。投げ出したらまたほかに行くしかないんじゃない。その辺を将来的にも、入って後のことも考えてあげないといけないと私は思います。今入るところ、今で5年もなっていないから何とも言えないけれども、その後のことも村としては「入ってきてありがとうございます。長く住んでください」と言えるようであればいけないと私は思うんだけど、村長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

入居要綱の中には、原則5年というところでうたっておりますが、諸事情により住宅を見つけきれない場合や、疾病等で移動が難しいと。そういったところを考慮して延長というところも要綱上は整備しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

だけど条件によっては「延長できます」といっても、最低1年ぐらいの延長であって、3年も4年も延長できるわけないわけだから、私が言うのは、その後のこともちゃんと行政としては「心配してあげないとかんよ」ということを私は言っているわけです。その辺について、村長どうですかと私は聞いているわけです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

ただいま様々に御示唆をいただきました。まさにそのことにつきましては、本当に当初の募集段階から私たちが内部でこのような話もさせていただいておりますので、その原則的なものは先ほど言った、担当課長が申し上げたとおりでございます。確かに、島袋議員から御指摘のあります今後せつかく移住してきたのに、5年間ではどうしてもまだまだ自分の住居を構える、あるいはその他の生活する場所などが安定的に探すことができなかったところについては、今後やはり村の政策としてしっかり、前向きに検討していかないといけないということを今、まさに御質問があったときに、そういうふうに感じているところでありますので、この件についてはしっかりと今後内部でも検討しながら、どのようなことをしていくかという話もしていきたいと考えておりますので、そういう御理解でお願いしたいと、取り組んでいきます。ただ副村長とは以前から、今後そういった住居を造ってあげてそこに住んでいただくという話ではなくて、もし先ほど島袋議員からあった、ある一定年齢を過ぎて生活根拠をそういった静かなところで生活したい御夫婦のことが、よくテレビでありますよね。そういったこと私も何回も、この番組非常に好きで見っていますが、副村長と2人の中では、用地の購入を村にしてほしいという個人的な要望が出たときに、現場を見てしっかりと村で購入して、そういった人たちに用地造成をしてあげて、そして住宅をそこに建てることはできますということを賃

貸にするのか、売買にするのかを含めて、今後そういったところでの人口減少対策もやっていけるという話を実は2人で今、話をしているところでありまして、実は実際に個人の用地を買ってほしいという願いがありました。どうもあまりにも少し造成に費用がかかるものですから断念をしておりましたが、先ほどの義範議員の御質問に関連してそういった答弁をさせていただいておりますが、今後確かにしっかりと5年間という縛りの中で、人口減少対策をしていくということだけにとらわれずに、ずっと伊江島に住んでいただくような施策を具体的にどのようにしていくかということについて、しっかりと内部で検討していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議 員

今回、一般質問した2件とも、私はどっちかという両方とも説明が足りないと、村当局の説明が足りないと。庁舎にしても、複合でするんですよと、用地がこれだけないといけませんということ言えば、村民は納得してくれることだと。だから22日、もっと早めに来てくれればよかったと。さっきも言いましたけれども、そういうのをやるときに今後のことですけれども、何か新しいことをするときには、そういう説明の時期を逸しないように、早めに村民を納得させておくと。混乱はしていないはずだけど混乱はさせないという方法に気をつけていただきたいということを希望して、一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

次に、7番 島袋 勉議員の登壇を許します。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議 員

通告に基づき、1件の一般質問を行います。

1. 村民や事業者に物価高騰対策支援の取り組みを。令和7年度も、エネルギー・食料品・農業資材・建設資材等の物価高騰は、村民の家計や事業者の経営を圧迫している。そこで、令和7年度の補正予算や令和8年度予算の取組について4点伺います。

1. 村民全体を対象にした支援策は、補正予算や令和8年度予算案に計画はあるか。

2. 農業共済費支援事業で、収入保険の掛け金を一部補助しているが補助率の増額はできないか。

3. 住宅リフォーム支援事業は、工事費の20%を補助し最大30万円の補助だが建設資材も高騰している状況であるので、令和8年度予算では補助率と上限額の増額はできないか。

4. 伊江村農産物生産安定支援事業（農薬購入費・肥料購入費・出荷箱購入費）は、名城政英村長の任期中は継続すると認識しているが、農家から継続の要望が多いが令和8年度以降について、村長の考えを伺います。以上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

島袋 勉議員の「村民や事業者に物価高騰対策支援の取り組みを」にお答えさせていただきます。議員お説のとおり、原材料価格や物流費の高騰を受け、食品やサービス、電気、ガスなど幅広い分野で値上げが続く、村民の家計や事業者の経営を圧迫している状況が続いております。

まず1つ目の「村民全体を対象にした支援策は、補正予算や令和8年度予算案に計画はあるか」にお答えさせていただきます。昨今の物価高の影響を鑑み、国の重点支援地方交付金を活用して、今定例会において10回目となるタッチゅん商品券に係る予算を補正計上させていただいております。今補正予算が議決いた

きましたら、1人当たり5,000円分の商品券をできるだけ早い時期に全村民に配布し、家計の一助になればと考えております。また、令和8年度予算案において同交付金などを活用し、生活者及び事業者に対して実情に即した支援のあり方を検討してまいります。

2つ目の「農業共済支援事業で、収入保険の掛金を一部補助しているが補助率の増額はできないか」にお答えいたします。当該事業は、令和6年度からスタートした農業者が加入する収入保険の農家負担額の6分の1を補助する事業です。令和元年に20人でありました加入者数は毎年確実に増加しており、令和6年の実績は有資格者（青色申告者）122人に対して加入者56人（加入率46%）、令和7年は有資格者122人に対して加入者61人（加入率50%）となっております。本年度事業からは、ふるさと納税の基金を財源としており、令和8年度以降の補助率の増額につきましては、近年の異常気象による病害虫の発生等、農業経営のリスクの高まりや、昨今の物価高騰により厳しい農業経営が強いられている状況を鑑み、持続可能な農業経営の基盤が構築できるよう、安定的な財源の確保を含め前向きに検討してまいります。

3つ目の「住宅リフォーム支援事業は工事費の20%を補助し最大30万円の補助だが建設資材も高騰している状況であるので、令和8年度予算では補助率と上限額の増額はできないか」にお答えいたします。村の緊急経済対策住宅リフォーム支援事業は、厳しい経済・雇用情勢が続く中であって、村民の皆様が自己の居住する住宅について、村内施工業者を活用して修繕・補修・耐震補強等の改修を行う際に、その経費の一部を助成することにより、地域経済の活性化と雇用の安定・確保に資することを目的として、平成26年度から実施しているものであります。これまでに、補助金交付件数294件、補助金交付額5,465万3,000円、総工事費で4億828万4,000円余りの事業を実施し、延べ112社の村内施工業者の受注拡大に寄与しているところであります。資材価格等の高騰が続いている現状につきましては、村としても深刻に受け止めております。一方、今年度で沖縄県住宅ストック活用市町村支援事業が廃止になる見込みです。資材価格等、物価の動向を注視しながら、公平性と財政の持続可能性の確保も踏まえ総合的に判断をしていきたいと考えております。

4つ目の「伊江村農産物生産安定支援事業（農薬購入費・肥料購入費・出荷箱購入費）は、名城政英村長の任期中は継続すると認識しているが、農家から継続の要望が多いが令和8年度以降について村長の考えを伺います」にお答えいたします。令和6年6月の議会定例会におきまして、島袋 勉議員からありました「農薬・肥料・出荷箱の購入支援補助金の内容と実施期間は」の御質問に対し、「事業実施期間は令和8年度までの3年間とし、次年度以降も安定的な予算確保に努めてまいります」と答弁させていただきました。昨年度は国の重点支援地方交付金を活用し、本年度及び令和8年度まで「伊江村過疎地域持続的発展計画書」に基づく過疎対策事業債を財源とした事業実施を計画しております。4年目となる令和9年度以降の事業継続につきましては、現時点で明言することはできませんが、財源の確保はもとより、農業経営を取り巻く状況や社会情勢を注視し、総合的に判断したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻11時03分)

再開します。 (再開時刻11時20分)

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

それではこれより2回目の質問を行います。まず最初に、1点目の村民全体を対象にした支援策についてお伺いします。国の重点支援地方交付金を活用してとあります。今回また10回目のタッチゅん商品券を出すということでの答弁です。これは今回の国会で承認された重点支援地方交付金ですよね。その中で、テレビ等ではお米券の話がよく出ていたんですが、国からそういったものに関してお米券を利用しなさいという、指導等もあったんですかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

国の重点支援地方交付金につきましては、昨日国会のほうで補正予算成立いたしましたして、限度額というところが示されるところでございますが、国からお米券でというところのお話というのは、活用の方法というのは御説明がございました。こういった形でお米券の配布というのはできますよというところはございましたが、あっせんという形で指導というのはありませんでした。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

分かりました。なぜそれを聞くかという、私たち伊江村はずっとタッチゅん商品券をずっと使っております。判断としてはいい判断だったのではないかと私は思います。タッチゅん商品券では、いろんなものが購入できて、食品等または村内での事業者等でも十分に使える商品券ですので、いい判断だったと私は思います。令和8年度の予算案に関しても、同交付金などを活用しとありますが、この交付金は繰越して、令和8年度まで使えるような状況なのか。それと今、概算で構いませんが、いままでの交付金よりも金額的にどうなのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

先程もお話したように、昨日予算成立いたしましたして、国のほうからは昨年12月の限度額が約3,000万円ございました。3,000万円の3倍はあるということで御説明は受けておりますが、正式な金額というのはまだ公表されておられませんので、約3倍9,000万円はあるのではないかと承知しております。また繰越というお話もございましたが、国も柔軟に一応対応していくということでもありますので、現段階でいただいた金額をまるまる今年度のみで執行するというのは、ちょっと難しいところもあるかと思っておりますので、その調整は交付要綱等を再度出たときに調整してまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

昨日、国のほうで成立したということで、その内容等に関しては今からの調整だと思いますが、令和8年度にもその予算が使えるようであれば、今までの予算額よりも3倍ほど金額がつきそうということですので、ぜひまた継続してそういったタッチゅん商品券、できれば令和8年度にも導入して、物価高騰対策に使っていただくことをお願いしたいと思っております。

内容に関しては、令和8年度の予算案等に関しては、これから皆さんのほうでまたいろんな話が出てきて、今から計画が入ってくると思いますので、その重点支援地方交付金を利用してそういった物価高騰にくまなく充てることを切にお願いしたいと思っております。1点目は、令和8年度に関してのものでありますので、これで終わりたいと思っております。

2つ目、農業共済支援事業、内容に関しては分かる方も大分いると思いますので、この収入保険の概要、できればどういった内容なのか。分かる範囲内で説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

農業共済支援事業、収入保険の制度の概要になりますが、こちら農業保険法という法律に基づく保険制度になっています。この収入保険に加入すると、経営努力では避けられない8つの場面を補助するという事になっております。自然災害とか、市場価格の著しい低下、けがや病気、取引先の倒産とか、資材の事故とか、為替の急激な変動など、あらゆる場面に収入を補償する制度となっております。また加入条件としては青色申告者が加入できることになっております。掛金の方式ですが、掛け捨てタイプと積立て方式と2種類あって、どちらか一方を選択する方法も可能ですが、組み合わせ、掛け捨てと積立てを混ぜて保険を掛けるということも可能です。多くは掛け捨てタイプに加入しているものだと承知をしております。こちらは、掛け捨てタイプの場合は、国が掛け金の2分の1を補助します。それに加えて当該事業で伊江村が6分の1を今、補助しているところであります。例えば10万円の補助の場合、国が2分の1の5万円を補助する。村が残り農家掛け金5万円の6分の1、1万6,700円を補助している形になります。農家の負担が3万3,000円ということで、10万円の掛け金に対して自己負担率は33%の掛け金となります。村が補助しているのはこの掛け捨てタイプのみの補助となっており、積立方式は、国の補助が75%ありますがそちらの積立方式の保険には、この積立金というのは使わなければ繰越しをされていくお金になっていて、個人の資産性が強いものですから、この積立金に対して補助を入れるということはしていない状況になっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

今の説明の中では掛け捨てタイプで補助しているという話でありました。掛け捨てタイプというのが収入に対して80%、1,000万円の収入があったとします、そのうち80%以下の収入になったときに発令するという事でありまして。積立方式で入った場合は90%、同じく収入に対して90%以下になると、それが出てくるということになります。これは私自身も今入ってまして、これは一つの例として聞いてください。最初入ったときには、掛け金が約10万円ぐらい、そして積立てで約25万円、最初でその金額が求められます。農家サイドでやると、できるだけそういった積立でも入れて、その補助率を上げて最初に入りたいというのが多いんです。それでできるだけ積立して、掛け率を90%まで持っていこうという方が、最初は多かったと私は見ています。そのときに初年度にどうしても概算で約35万円、35万円とっていったら、農家からすると1か月以上の給料と匹敵するぐらいの、支出になります。できるだけ積立方式のタイプでやると、ちょっとした変動でも対応できるんですが80%となると、1,000万円のうち800万円以下の収入減にならないと、それが受け取れない。200万円の収入減というのは、農家サイドでいうともう死活問題なんです、本当だったら。10%100万円でも農家サイドの年間売り上げに対する100万円と云ったら、すごい額になっているのが昨今です。特に、農薬も上がり、肥料も上がり、また同じく最近、人件費も時間当たり1,000円を超えて、差額で70円以上上がってきています。そういった中で、掛け率をできるだけ90%にして、抑えて急激な変動が出てきた場合、できるだけ収入保険を使いたいというのが農家サイドであります。できれば6分の1をもう少し上げていただいて、農家負担はあるかもしれませんが、積立方式に加入できるようなことが、農家サイドではいいと思います。掛け捨てだけでなく、積立ては積立てでやってもらうのはいいと思いますが、積立方式に入りたい方は、もう少し補助率を上げるという検討はできないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

答弁書のほうにも書かせていただいておりますが、現在この事業は、ふるさと納税を財源とする美ら島づ

くり応援基金を財源として、補助をしているところであります。加入者の内訳を見ても、やはり令和7年度61人に対しても、葉たばこ28人、菊が24人ということで、多くがたばこ菊の農家、そして菊の農家は毎年増えている状況、農業共済組合の職員とも話をしましたが、菊農家のほうでやはり病虫害とかの、最近の農業リスクの意識の高まりから、この農家同士で入ったほうがいいよということの話がされていて、もう伊江島に来ると全部、制度が分かっている「よし、入ります」という状況で、とても意識が高まっているということも伺っております。一方で、ふるさと納税を財源とさせていただいておりますので、今担当課のほうでは現在の6分の1から4分の1、3分の1など、いろんなパターンでどのぐらいの負担額になるのかというのを、シミュレーションをさせていただいております。ふるさと納税も6項目の財源の使途が寄附者によって定められていて、全体額を農業に使えるものでもないものですから、財源の安定性、そしてシミュレーションの金額の規模感を見ながら、補助率のアップをどの程度にするのかというのは、新年度予算に向けて今鋭意、検討しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

財源がふるさと納税という、ふるさと納税基金を財源としているという答弁がありました。そのふるさと納税が減れば厳しいところも重々分かっているつもりです。今の時点で50%の加入率があるということで、先ほど農林水産課長からもありましたとおり、農家サイドも大分意識が高まっているのは事実であります。これは花卉のみだけではなく、ほかの作物でも最近の異常気象で思ったような収入が上がらないというのが実上であります。花だけに限らず島らっきょうしかり、芋しかり、葉たばこしかり、畜産もいろんな病気等もあると思いますが、物価の変動で牛の単価が下がった場合の運もあると思います。そういった中で、最後に頼るところがこの収入保険でありますので、その加入率が上がるというのは、農家サイドに関してはいいことですので、できるだけこの加入率を村として上げていって、安定した農業経営にしていくのが村としての方針といたしますか、農家に対する道しるべを村として向かわすのが一番いい施策だと私は考えます。またこの財源とは、ふるさと納税ではありますが、ほかの財源では難しいんですか。その辺も含めてお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

現在、財源はふるさと納税としていると答弁させていただきました。現在この収入保険に補助している自治体が、令和7年度時点で、伊江村入れて4団体あります。国頭村、宮古島市、多良間村、伊江村となっていて、ほかの自治体は一般財源で補助しているという状況になっております。実は令和4年度、令和5年度については、うるま市や南城市、久米島町、石垣市なども補助しておりました。そのときに、これらの市町村は新型コロナ等対応臨時交付金の推奨メニューとして、保険の掛け金にも使えますよという案内が、当時ありましたので、その財源を使っておりますが、それがなくなってからは一般財源で、令和7年度は国頭村、宮古島市、多良間村が行っているということになります。通常の補助金のメニュー、例えば一括交付金とか、調整交付金とか、市町村が独自に事業を構築できる補助金事業もありますけれども、これらの事業を収入保険に活用するのは、個人の資産性が高いものに通常の補助金はなかなか該当しないので、難しいのかなと思っていて、伊江村でももしやるのであれば、一般財源かふるさと納税か、例えば箱代や農薬代で制度を活用しているような過疎対策債を借入してやるとか。そういう独自の財源でないと、この事業は難しいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

分かりました。農家サイドに対する支援等はこの収入保険以外にも、下の欄にある農産物生産安定支援事業ということで別件でもやっていただいていることには、農家サイドとしては大分、感謝しているところも重々あると思います。ぜひですね、この収入保険と最後のほうに、前向きに検討しますとありますので、内容等に関して、また皆さんのほうでいろいろ考えていただいて、できるだけ継続してこの事業ができることを切に願います。この2点目については、これで終わります。ぜひ令和8年度は、前向きに検討してちょっとでもいいから増額できることを願いたいと思います。

続いて3つ目、住宅リフォーム支援事業に関して、質問をします。昨今の伊江村の建設資材等、大分上がりまして、特に目立っているのは生コンクリートの価格が、去年に比べて立米メートル当たり2,000円ほど値上がりしています。これは通常使われているコンクリートが、立方メートル当たり2万7,000円が、今は立方メートル当たり2万9,000円で、2,000円ほど上がっているということでした。特に改修等に関しては生コンを使うのが多いですね。家のリフォーム等では、土間や中の内装工事、水回りの工事等、生コンが主に使われます。その中で2,000円の増額となると、もし今ミキサー車が約6立方メートル入りますよね、1台として考えれば2×6立方メートル、約1万2,000円の増額となると、大分工事を頼む側からしたら、大きな金額になります。住宅リフォーム支援事業に関しては、特に高齢者の皆さん、家が古くなり、水回り、トイレ、浴室等を改修してバリアフリーにしたいという、そういった改修等も大分あると思います。改修になると、そういった建設資材が上がるとなると、高齢者の皆さんはそんなに収入があるわけではないので、建設資材が一気に上がった場合は、大分負担になると思います。伊江村の65歳以上の人口に対する比率が約39.5%、40%と言っても過言ではないと思います。10人のうち約4人がもう65歳以上、こういった方が今から長く、同じ住宅に住み続ける上で、トイレ、浴室、ほかに家の中では手すり等、そういったものも高齢になるに従って改修が必要になってきます。そういったリフォームの支援事業を利活用してあるというのは、大分助かるんです。年金生活されている方々では、そういったものをどういうふう考えているかどうか。そういったものを含めて、活用されている方の年齢等は把握されているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

議員お説のとおり、やはり住宅を造って年数とともに住んでいる家主の方も年齢をとっていけば、それなりの施設の改修が必要になってくるのかと考えております。そういうことで、村といたしましてもいろんなバリアフリー対応の改修でありますとか、省エネ、断熱塗料を塗ったりとかする、それ以外にも例えば軒下り屋根が、鉄筋が爆裂したためにコンクリートが剥離した部分とか、その改修も含めて村の緊急経済対策の事業で実施しているところがございますが、議員が質問がありました年齢構成等は、手持ち資料がございませんので、お答えすることができませんが、やはりどうしても今後住み続けるためには福祉的な部分、バリアフリー化でありますとか、鉄筋、柱、梁が膨張して剥離した部分というのは、やはり防災性を重視しないといけない部分にもなりますので、今後ともぜひともこの事業は継続が必要ではないかと、私的には考えているところがございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

これは令和7年度の予算の説明資料の中で、建設課の中の資料がありました。令和6年度で補助金の助成件数が19件、施工業者が9業者、総工事費が5,939万6,000円、補助金額が363万7,000円、国の交付金が44万3,000円、県の補助金が18万1,000円、先ほどの答弁の中で県の補助があります。沖縄県住宅ストック活用市町村支援事業、廃止になる見込みですとうたっておりますが、実際に県からの補助額というのは100万円もっていないです。18万円、50万円も切っている。今こういった中でその県の支援事業の名目が入ってきているんですが、この中で国の交付金が約44万3,000円、その概要、国の交付金、県の補助金、こういった内容なのか。説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

国、県の工種がどのようなものが、工種が補助の対象になるかということだと思っております。先ほど申し上げましたように、バリアフリーの改修であります。これはまず通路の拡張でありますとか。部屋の中の段差の解消、あるいは階段の勾配の緩和、それとまた浴室の浴槽のまたぎ口の高さを低くするとか。こういったものがまたバリアフリーの工事の対象になっております。省エネの改修工事の対象といたしましては、窓の断熱でありますとか、遮熱、これは当然屋根も同じです。屋根の断熱、スラブの断熱でありますとか、遮熱、あるいは床の断熱、遮熱というのもこの省エネ改修工事の対象になっております。それ以外にも申し上げましたとおり、耐久性の向上ということで耐震構造、耐震化に資するもの、例えば柱、梁、スラブの鉄筋が腐食して膨張して剥離した部分の補修、改修このようなものが、国、県の補助の対象になっております。この対象額がありますように、補助率の工事費の20%のうち、最大30万円を限度として国、県から補助金をいただいております。県の住宅ストック市町村支援事業がなくなったらどうなるかということなんですが、これまで県におきましては、令和3年、令和4年までは、この補助額の最大45%は国が補助しておりました。残り分の2分の1を県が補助しておりました。それ同じく2分の1を村が補助しておりました。これが令和5年、令和6年になりますと、交付額30万円のうち45%が国、県が18%、村が36.7%補助しておりました。これが令和7年度になりまして、同じく交付金30万円のうち、45%が国、県が11%、村で44%の負担をしておりました。ただこの村の緊急経済対策の住宅リフォーム支援事業につきましては、国、県の補助対象外、ただ単に床のフローリングを変えるでありますとか、壁を変えるというのも補助の対象としておりました、村単独でこれまでも同じように上限額30万円を補助対象として工事をしております。そのようなことから、ぜひとも次年度も続けていきたいとは考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

私の一般質問の前に、島袋義範議員からも移住定住促進住宅の答弁の中でも、高齢者の夫婦の移住とかの話がありました。そういった中でも、古民家等の利活用も含めて検討する時期に来ている。新たに住宅を建てられる資金があればいいんですが、資金力がない方は、団地にも入れない、普通の住宅にも入れない。しかし古民家の利活用も大事だと思います。昨今の古民家等は、前の条件では仏壇があるから入れないという条件がメインでした。しかし最近では、入りたくてもその中がもうとてもじゃないけど住める状態ではないと。築も30年以上経っていて一回リフォームしないと住める状況ではないというのが、よく聞かれています。このリフォームの支援事業というのは、今から重要な支援事業になると思います。一般財源を使ってちょっと苦しいかもしれませんが、移住定住の皆さんを増やす意味では重要な支援事業だと私は思います。最近、Iターンで帰ってこられる。65歳以上の方がよく見受けられます。もう内地のほうで定年して、内地のほうに

親戚がいないと、身寄りというか、あまり知っている人がいないので、老後は島で過ごしたいという方も多々見受けられるようになってきております。そういったものを含めて、そのリフォーム支援事業は、重要だと思います。村長、この住宅リフォーム支援事業、次年度ともう少し考え方を拡張して、いい方向に持っていけないか。もう少し、単費で苦しいかもしれませんが、もう少し考え方を变えて増額の検討をしてもいいかと思いますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

まず最初に、この移住支援のための例えば、古い住宅空き家を改修して、そこに住みたいということについては、これはまた別の考え方をしていかないと、別のメニューもあるはずですから、それらを探していくということにしたいと思いますが、まずは今回の質問の主旨である現在やっているリフォーム支援事業です。それについて、お答えをさせていただきます。

先ほどから、物価高騰による資材の高騰あるいは物価の動向を注視しながら、補助率あるいは限度額を上げたらどうかということがあります。冒頭にも申し上げたとおり、やはり持続可能性の確保を踏まえて総合的な判断をしたいですという回答を最初にさせていただきましたが、まずは今は前向きにこの件については、他の市町村との比較もしながら、他の市町村といっても非常に少ないんです。実際に単費でもってこのリフォーム支援事業をやっている市町村というのは、ほとんどゼロに近い。名護市と伊江村だけということになっていますので、他の市町村の云々ではなくて、実際にこの村内における先ほどコンクリートの生コンの立米メートル当たりの金額というのを、私は知らなかったんですが、そういったこともありますし、様々なところから総合的に判断をして、新年度予算に向けてどのぐらいやればいいのかとか。所得も含めて前向きに検討するよという話は、この一般質問に出てから、まずは話をしているところではありますが、全体の金額を見ながら、実際どれぐらい上げきれて、そして持続的にこれ可能なのかということも含めて、財源的な面から判断をさせていただければと思っておりますし、先ほど建設課長からありましたように、非常に大事な事業であるというところは、おっしゃるとおりでございますから、また私もそう思いますし、今後物価高騰に伴う、資材の高騰によってどれぐらい、その業務事業をパーセンテージ的に上げたり、あるいは限度額を上げたりできるのかというのを前向きに検討させていただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

12時きっかりに終わりたいと思えますので早速、行きます。4点目、伊江村農産物生産安定支援事業（農薬購入費・肥料購入費・出荷箱購入費）等に関して、の答弁の中で、翌年度以降に関しての明言することはできませんが、財源の確保はもとより、農業経営を取り巻く社会情勢を注視し、総合的に判断したいと考えておりますとあります。令和8年度までは確定しているんですが、令和9年度以降のことも私は聞いていますが、令和9年度以降に関しては、また私以降の一般質問の中での答弁に任せたいと思えます。この事業に関して、農家サイドでは金額的には、そんなに大きい金額ではないですが、やはりあるということだけでも大分変わります。村がこういったものを考えていただいているということだけで、農業者というのは、ちょっとした施策でも、農家サイドのことを見ているんだということで認識が変わりますので、その辺も含めて、これは継続できるように検討をお願いしたいと思います。最後に、この9年度に向けて今は言えないかもしれませんが、村長の考えを聞いて終わりたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

最初の答弁でも申し上げましたように、この事業につきましては、担当課のほうが非常に知恵を出して、一般財源だけではなくて、地方交付税でまた跳ね返ってくる過疎対策事業債を使って、これらを充当させていただいています。それについても非常に知恵を使いながらしっかりと公的事业債を使いながらやってきたということもありますし、今後またこの事業を令和9年度以降も続けてほしいという要望があるということは、重々分かっていますので、この点については、そういった事業債を使ってできるのかどうかを含めて、総合的に判断をしたいと思っておりますが、実はこの過疎の計画書が今年度また見直しをしないといけません。そういったこともあってその見直しをして、沖縄県へ提出をして初めて、その過疎債を使えるということもありますので、今回このような回答をさせていただきましたが、この件につきましては、引き続き、その過疎事業債を使ってできるのかどうかを含めて、検討させていただきたいということで、まずは農家の皆さんがしっかりと安定経営ができるような状況、そしてそれらが回復したときには、また補助がなくてもいいというところまではしっかりと、支援をしていけるように努力をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで7番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻12時01分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番 内間広樹議員の登壇を許します。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

通告に基づき、一般質問を行いたいと思っております。

1. 村内全域・光ファイバーケーブル整備を目指し「ブロードバンド・ゼロ地域の解消」を。

12月2日に議会主催で行った、住民意見交換会の要望の中に「村内のある場所で『a uひかりちゅら』を契約しようとしたら契約できない、生活環境を改善してほしい」との要望がありました。村当局から「過去に伊江村役場と民間事業者による通信設備整備をした経緯はございますが、あくまでも通信基盤は民間事業者が整備を行い、管理を行うものでありますので、役場が主体的に回線を敷設・提供できるものではございません。今後も、電柱の新設、共架調整など必要に応じて協議を行い、民間事業者の設備管理者へ要請を続けていきたいと思っております」との回答でした。

現行、村内多くに光ファイバー未整備地区が点在し、整備地区はごくわずかだと思えます。独立採算の民間事業者は、費用対効果を求めることから、収益性が低いと見込まれる地域については、消極的な施設整備になるのではと思慮します。しかし、移住定住希望者は「リモート会議、在宅ワークなど」通信環境のブロードバンド化が移住定住判断の一つだと言われます。また、村当局が進めるDX化との整合性の確認を含め、以下について伺います。

1. DX化の目的の一つ、デジタルデバイド（情報格差）の解消のため、ブロードバンド化を加速すべきではないか。

2. 県内各離島自治体及び北部自治体と連携し、関係機関へデジタルデバイド（情報格差）解消の要請を行うべきではないか。

村長の所見を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは内間広樹議員の村内全域・光ファイバーケーブル整備を目指し「ブロードバンド・ゼロ地域の解消」についてお答えをさせていただきます。

本村の光回線整備は平成27年度に行われ、現在では、約800世帯が光回線によるインターネットを御利用されております。

1つ目の「DX化の目的のひとつ、デジタルデバイド（情報格差）の解消のため、ブロードバンド化を加速すべきではないか。」についてお答えいたします。デジタルデバイドの解消は、DXを進める上で、重要な案件であります。村としましては、利活用される方々への支援として、現在フリーWi-Fiの設置やスマートフォン教室の開催などを行っております。村内の光ファイバー未整備地区につきましては、多額の費用も生じることから村が主体的に回線を敷設・提供できるものではございません。しかし未整備地区を解消できるよう、通信事業に対して新設、共架調整など要請を引き続き行っていきたいと考えております。

2つ目の「県内各離島自治体及び北部自治体と連携し、関係機関へデジタルデバイド（情報格差）解消の要請を行うべきではないか」についてお答えいたします。村独自でデジタルデバイド解消に向けた増設や通信環境の改善など事業者などに要請をしておりますが、県内各離島自治体及び北部自治体同様の事例がございましたら、連携をして要請を行うことも検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

まず答弁の中で、約800世帯が光回線を接続されているという答弁がございます。私の質問の中で、「ごくわずかだと思います」ということで質問していますけれども、ごくわずかの数字ではないです。800世帯となると、2,300世帯ぐらいかな。から比較すると、というふうに今思っていますが、この約800世帯はこれは相対が1事業者なのか、何業者なのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

800世帯は1事業者の数字になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

分かりました。恐らくこれは個人事業者なので、名前を出しても大丈夫だと思いますけれども、auひかりちゅらの回線だと思います。通告した後に何回線、この光ファイバーが伊江島で接続できるサービスをされているのかということを確認してみたところNTTが提供しているフレッツ光については、伊江村は接続区域外とヒットしました。さらに踏み込んで調べていくと沖縄県41市町村の中で、伊江村のみNTTのフレッツ光は接続できない地域であるということを確認したんですけど、それはもちろん行政も御存じですよ。これ過去に何かあったのかな。何か御存じの方がいるのであれば。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

すみません。平成27年に光の回線の元は、地域WiMAX事業ということで整備させていただきました。

そのときに、村内9か所に鉄塔を立ててそこに光の線を引いて整備しました。当時、北部圏域では国頭村、東村、伊平屋村、伊是名村の北部管内でも光の線は整備されていませんでした。名護市まで来ていて一部、本部町というところまで整備はされていたかと思います。その後、この事業を使って光の整備を伊江村内のほうで整備しましたが、そのときの受注業者が沖縄セルラーでございました。沖縄セルラーと一部共同体で事業を実施しておりまして、その整備をした際にセルラーが優先的というか、率先してa uひかりちゅらのサービスを提供を開始いたしました。そうするとNTTは独自で機器を整備できませんでしたので、乗り遅れたところがございます。先ほど広樹議員からありましたNTTのフレッツ光のほうですが、恩納村が最終で今年度に整備できて41市町村中、伊江村だけがNTTのフレッツ光のほうを提供できていない地域となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

過去に伊江村にいて、どこでも端末を使えるWi-Fi、スマホそれとタブレットが使えるということで過去に整備した記憶がありますし、資料も持っています。アンテナを9か所立ててルーターを250か所設置するということがあったんですけど。41市町村、伊江島より遠い栗国村、渡名喜村、伊是名村、伊平屋村が整備されているのに、どうして伊江村だけ整備されていないのかということで、メールでNTTに確認取ったんですけども提供しないと。「今後の予定として整備していく予定ですか」とお聞きしたところ「計画にも入っていない、計画していません」というメールが返ってきました。これって要請しないと通さないものなのか。それとも今のままa uひかりちゅらだけで、伊江村はやっていくおつもりなのか。再度お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

今a uひかりちゅら、すみませんもうお名前が出ていますけれども、a uひかりちゅら一本でやっていくかということに関しましては、NTTのほうに回線を今後やるかどうかということの村のほうで問い合わせはしております。お断りという、計画がないということでお話がありましたが、一応ゼロではないということで、やはり栗国村や周辺離島に関しましては国の事業で光を整備いたしました。その兼ね合いもありまして、NTTのほうで整備が進んだという経緯もございます。なので小規模な自治体だから手を引いているとかそういうわけではなくて、a uが率先して800世帯契約していますけれども、当時加入者が少なかったこともあります。先に先行してやっていたため、NTTが利益的に入る余地がなかったところなので、今後も要請はしてまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

要請はしていくということは確認取れました。ちなみにお隣の伊是名村は、NTTのフレッツ光、それとドコモの光ファイバーケーブルでネット接続しています。また伊平屋村においてはNTTのフレッツ光、それとa uひかりちゅらでサービスを受けているということで、伊江村もひかりちゅらとあと無線ルーターでもいいです。こういうNTTのフレッツ光で、あと1事業者があれば、そのサービスの形態を見て選択することができるということに広がりますので、ぜひその辺をまた加速して行ってほしいということと。

一つ確認したいんですけども、移住特定専門職定住住宅、そこはa uひかりちゅらの対象地域になってい

るのかどうか、確認されましたか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

移住定住促進住宅は、光を整備しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

分かりました。午前中の質問にもあったように、庁舎も建設されるということなので、そういう光ケーブルの整備も今後必要になってくるのかと思っています。ADSLという無線LANを使ったサービスがあるんですけども、これが来年の1月31日で廃止になるということで、恐らくこういう問い合わせも増えてくるのではないかと想定ができます。私昨日、名護市のau Style名護支店、名護市役所の近くなんですけれども行ってきました。この通告にある地域をある方を通して、どこの行政区のどの辺の区域か聞かせてくれないかということで、ある方を通して聞かせていただいて、その住所をauのほうでお伝えして調べてもらったら1ギガの通信可能地域だということの返事が返ってきました。かくかくしかじかでこういう対象地域外ということで「接続できません」という話があったんですけどもという話をしたら、「どこの業者に問い合わせをやられたんでしょうか」と言うので、ちょっとそこまで私は調べていないので分からないけれども、そういうことだから「私どもに連絡いただければ対応しますけど」ということで、最終的におっしゃったのは、提供地域内ですと。聞かれた場合にお伝えくださいということです。今日偶然にも我々の一般質問、何番目の通告か分からないんだけど、女性会の方が傍聴に来られていますので、ぜひそういうau名護支店ではそういうことをおっしゃっておられたので、ぜひ参考にしていただければと思ひまして一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで11番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

次に、3番 宮城弘和議員の登壇を許します。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

それでは通告に基づき、1件の一般質問を行います。

1. 農業経営の安定化に向けて最先端の鮮度保持設備を導入することはできないか。

近年の農業経営を取り巻く環境は、国際情勢の混乱、円安等を要因として、飼料や肥料、動力光熱費など生産資材価格が高騰し、経営コストが大きく上昇しており、本村の農業経営は依然として厳しい状況にあります。令和6年度の農業生産額は天候不順や病虫害被害等の影響により、対前年度比で1億2,269万円の減額の約30億7,097万円となっています。また、農業従事者全体の高齢化は深刻な課題であり、新規就農者の確保が喫緊の課題となっています。そのような中で、島らっきょうは沖縄の伝統野菜として人気が高く、今後も市場での存在感を高めていくものと期待されます。

本村は県内生産量の約7割から8割を占める、県内唯一の拠点産地として認定されています。生産者の高齢化や後継者不足といった課題がある一方で、若い生産者団体が立ち上がり、栽培技術の研修や新商品開発を通じて、島らっきょうの特産品としての価値を高め、持続可能な生産体制を築こうとしております。さらに、「島らっきょうの里」を宣言し、ブランド化と生産振興に向けた取組を進めており、高く評価するものであります。島らっきょうの市場価格は、季節的要因と天候要因によって左右され、一般的に冬場に高値、春に安値で価格が大きく変動する傾向があります。最先端の鮮度保持設備の導入は、単なる品質維持だけで

なく、経営戦略として出荷時期や販路を柔軟に調整し、市場価格に左右されにくい、より安定した農業経営と所得向上に有効な手段と考えますが、村当局の見解をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは宮城弘和議員の「農業経営の安定化に向けて最先端の鮮度保持設備を導入することはできないか」にお答えさせていただきます。

本村では平成19年に「島らっきょう拠点産地認定」を受け、平成25年3月6日に「島らっきょうの里」を宣言しました。また、同日を「島らっきょうの日」に制定し販売促進に係るPRイベントの実施をはじめ、定期的な栽培講習会の開催や、市場関係者を招いた意見交換会等の取組を実施しております。

議員お説の通り、島らっきょうをはじめとする露地野菜は、生産量や品質を旬や気象条件に左右され、取引価格の決定が大きく市場に依存している状況です。最先端の鮮度保持設備を導入することにより、これらの課題を解決し、市場の状況に併せて拠点産地に求められる定時・定量・定品質の体制で出荷をコントロールし、農家の所得向上や経営の安定化に資するものと考えます。

一方で、鮮度保持に関する技術は日々進歩しており、経済性や汎用性を考慮した上で島らっきょうの特性に応じた適切な温度や湿度、保存可能期間の実証が必要だと思慮いたします。村としましては、様々な鮮度保持技術に関する情報や知見の収集に努め、生産団体等との意見交換を行いながら、販路拡大と販売機能の強化につながるよう調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

ただいまの村長の答弁で調査研究をしていくということで、大変心を強くしておりますが、今回、一般質問している最先端の鮮度保持設備につきましては、現在、多くのメディア等でも取り上げられて注目されている世界初の新技術で食品・農産物を新鮮なまま長期的な保存が可能な「ZEROCO（ゼロコ）」という特殊な保存技術装置があります。答弁でございましたけれども、鮮度保持に関する技術は日々進歩してございます。ZEROCOは、冷蔵、冷凍に次ぐ第3の食材鮮度保持技術として位置づけられています。温度が約ゼロ度で、湿度がほぼ100%という環境を安定的につくり出し、結露や凍結、カビの発生を防ぐことができます。これにより商品、農産物等を長期間において高品質で保つことが可能となり、食品ロス削減や生産者の所得安定に貢献すると期待されています。

既に「ZEROCO」は、北海道の千歳市で実証実験を行い、熊本県植木青果市場に実証導入されております。また、石垣市において、ZEROCO関連会社を中心となって設備の設置等を進めている段階でございます。ZEROCOは、今年開催されました大阪・関西万博に出展されております。ZEROCOの鮮度保持技術は、野菜、果実、海産物、生花などあらゆる生鮮食品を新鮮なまま長期保存が可能になりますが、今回は特産品の島らっきょうの鮮度保持による安定的な生産と出荷に向けての質問にさせていただきたいと思っております。

産業まつりの資料によりますと、島らっきょうの令和6年度の生産額は、前年度比で127%の13万882キログラム、生産額は前年度比で95%の1億7,419万5,000円となっております。増産しているものの生産額は減収しております。単価についても前年度比の74.7%の1,330円と落ち込んでいる状況にあります。そこで増産減収に至った要因についてお伺いしたいと思います。簡潔にお答えいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

島らっきょうの単価が下がってきているという要因でございますが、こちらは農林水産課のほうとしても、沖縄協同青果や、仲卸業者との意見交換会なども随時、行っている状況であります。そこで単価下落の要因としては、物価高騰などの影響によって市場全体的に野菜の価格は、卸売市場では低くなっている傾向があると。ただ日常で食べられる野菜が優先的に入札され、島らっきょうは嗜好品の側面もあることから、高価格の単価である島らっきょうの下落、単価の下落が大きくなっているのではないかとというのが、今一番この有力な要因ではないかと考えています。

○ 議長 渡久地 政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

ただいまの島らっきょうにつきましては、野菜というよりも嗜好品だということで価格が低迷しているというような御説明でしたけれども、農林水産課から提供いただいた協同青果の伊江島らっきょうの出荷量の資料を見ますと、島らっきょうの一般的な収穫時期の1月から6月の出荷データとなりますが、出荷量は令和6年で8万238キログラム、令和7年が9万1,298キログラムで1万1,060キログラムの増量となっております。出荷額は、令和6年度が9,415万3,000円、令和7年度は7,612万5,000円と1,802万8,000円の減額となっております。出荷量は、1万1,060キログラム増えているのに対して、出荷額は、1,802万8,000円の減額ということになります。単価では令和6年度の1,173円に対し、令和7年度は834円で339円安くなっているということになります。令和7年度の単価を見ますと、1月が1,855円に対し、6月が457円と単価が4分の1に下がっているということです。冬場は高値傾向にあります。あまりにも単価下落が大きくて驚愕しておりますけれども、その要因についてどのように、今嗜好品だというようなことでの説明ではなくて、その4分の1まで落ちたという要因をどのように分析されているのかお答えいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政雄君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

まさにこのようなことも踏まえて、協同青果や仲卸業者と話をしておりますが、そのほうの意見が先ほど答弁させていただきました、そういうことが高単価である島らっきょうの買い控えが物価高の中において生じているのではないかとということでありました。それ以外の何か特に鮮度に問題があるとか、確かに他地域もつくり始めておりますが、主な要因としては、先ほどの答弁のとおりではないかと考えております。

○ 議長 渡久地 政雄君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮城弘和議員

分かりました。それでも季節によって大きな価格の変動があるわけです。これをどうにか解決する方法というのは、これから考えていかないといけないと思っておりますが、先ほどの答弁で他地域というお話がございましたけれども、伊江島らっきょうは、本村が最大の生産地で、久米島、宮古、糸満市、うるま市など、県内の水はけの良い島尻マージ土壌の地域が主な産地で、本島北部、与那国でも栽培されております。新聞報道によりますと、石垣市で生産者だけではなく飲食店や観光関係者を含む「石垣市島らっきょう会」を発足し、生産技術の向上や販路拡大に取り組んでいくというような報道がございます。また、高知県など、県外の地域でも耕作放棄地対策として、島らっきょうの栽培に取り組む地域も出ております。このように、島らっきょうの生産は、県内・県外でも生産、ブランド化が進み、産地間の競争が激化することが予想されます。

他産地との品質や出荷体制の差別化を図っていくことが、今後、重要でありますけれども、市場価格は需要と供給のバランスで変動します。鮮度保持技術のZEROCOを導入することにより、計画的な出荷調整ができ、市場価格が高い時期に出荷を集中させたり、供給が少ない時期に出荷したりすることで農家の収入額に直結する有効な戦略だと考えております。ZEROCOの導入につきましては、県議会でも議論がなされております。沖縄県はZEROCOの視察を行っております。県は、ZEROCOを含む鮮度保持技術に関する情報、先ほどもございましたけれども、知見の収集に取り組んでいくとのことですが、本村において沖縄県との情報交換、ZEROCOの視察を実施していただく考えはないかお伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

議員お説のとおり、長期間高品質で島らっきょうを保存できれば、市場に委ねられている価格の決定権というのは、農家側のほうで持つことができ、少ない時期に先ほど4分の1の価格まで下がっているとありましたが、高単価で品薄になったときに出荷するなど、大変有効であるということは疑う余地のない事実だと考えております。県との情報交換、そしてZEROCOの視察ということではありますが、一般質問を受けまして、県のほうからもいろいろな情報交換を既に始めておりまして、県としては農業研究センターで作物特性に応じた品質の変化の状況を調べるということを行っていると聞いております。その中の対象作物に、島らっきょうが入っていないくて、来年度は二、三品目追加するという話もありましたので、そういう鮮度保持の技術の情報も県としっかり連携をしてとっていきたいと考えております。

あと、ZEROCOの視察でございますが、最先端の鮮度保持、技術には、ZEROCOのように高湿度とか、温度のコントロールによって鮮度を保持する技術や、電磁波をこの室内に発生させて静電波で水分子を振動させる技術、そして空気組成技術ということで、窒素、酸素、炭酸ガスの組成を調整する技術、これらの技術をそれぞれの企業がいろんなメーカーの特許製品で出している状況です。農家との意見交換の中でも、いろんな技術がありすぎて農家自身もどの技術が一番島らっきょうに合っているのかというのを、ちょっと分からないという意見もありました。村としましては、まずは来年度、ある農業団体が、またZEROCOとは違う技術ですが、最先端の技術で農作物を保存する実証試験をすると伺っております。また沖縄県内の宮古島市でもZEROCOではない技術なんですけど、鮮度保持の技術を県事業でやっております。それらのところと、今から調整するんですけど、島らっきょう、一定量、一定期間保存して、預けたときの品質と、預け終わったときの品質の変化などを見て、その島らっきょうの特性に応じた鮮度保持ができるのかというのを、可能性調査ができればと考えております。様々な技術がありますので、今視察は大変有効な手段だとは考えておりますが、ZEROCOを視察したほうがいいのか。また県内でその他2種類の新技术を実証しようとする農業団体と自治体がありますので、そこを視察したほうがいいのかは、しっかり内部でも検討していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

分かりました。ただいまの電磁波による振動させての機能を有するものと、それとエチレングスの除去機能を有する施設のことをお話をしているかと思いますが、そういう施設もございますし、またZEROCOも石垣市のほうで整備を進めて取り組んでいるということですので、比較する意味でもいろんなところを視察していただきたいと思いますが、ただいま農業研究センターで、島らっきょうの調査というか、それをしていないというお話でしたけれども、ある資料によりますと、沖縄農業研究センターにおいて、島らっきょう

うのマイナス2度から0度の氷温域で、高い鮮度保持効果が得られる可能性が研究されていますという報告書を目にしたものですから、ちょっと齟齬があるかと思います。いずれにしても、いろんな新しい技術がございますので、村長も含めましていろいろな施設を視察していただいて、村の農業の振興のために取り組んでいただきたいと思います。

また、島らっきょうの責任産地として継続的な生産基盤を継続するためには、先ほどから申し上げてますように、計画的な生産と出荷体制の構築に加えて、価格変動のリスクの低減を図ることが重要かと思っています。それにより農家の生産意欲を高め、農業所得の増大と継続的な農業経営を実現して、次世代の担い手が意欲を持って携われる農業として継承していけますように、これからも取り組んでいただきたいと思います。最後に村長のほうにこのZEROOCOを含めて最先端の鮮度保持設備について、見解をお伺いしまして私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

ただいま宮城弘和議員からも様々な御提案をいただきました。また先ほどからずっと課長のほうからも様々な日進月歩でもって、その鮮度保持に関する様々な機械が、技術が高まってきているというお話もありましたが、まずは先ほど様々なところと今連絡調整を図りながら研究をしていきたいということが、まとめのお話なんですけれども、まずは答弁の中でも申し上げましたが、やはり島らっきょうもそうなんですけれども、その他の作物も含めて、やはりその経済性、例えば以前に私はCAS（キャス）という、ものすごい最初に出た水産物の鮮度保持のためのものを見ることがありますが、出張のついでにです。大城勝正村長のときに拝見しましたが、やはりこの機械自体がものすごく高い、高価であるということと、非常に維持管理がかかるということもあって、なかなかそこでできた品物というのがものすごく高いんです。2年前に保存した牡蠣が、1個ものすごい値段するんです。そういう感じで売らないと採算取れないということもあるということも聞いておりますし、先ほどから様々な鮮度保持の機械の話もあります。ぜひですね、先ほど課長が言ったように、様々なところを連絡調整をしながら、しっかりとやっていくことについては、これは本当に必要なことだと思っていますし、今年度から冷蔵施設について団体の冷蔵施設について整備をしていこうということ、内閣府の地域活性化事業でもって取り入れていますので、これらの中に本当に汎用性を持った、つまり様々な利用もできるようなものができれば一番ベターではないのかということ、農林水産課長とも話をしていますが、島らっきょうだけではなくて、例えばどの作物にはどういったものでこの冷蔵が使えるということも、もしそういった汎用的に使えるのであれば非常にいいけどなという話もしていますので、それらを含めて調査研究をしていきたいと思っていますし、前向きにこの件については、先ほどもありました様々な地域で今、島らっきょうが注目を浴びて栽培されているという情報も得ていますので、それに負けない、あるいは出せるときに伊江村の農家の皆さんは一気に出ていくんです。ですから自分たちで何といいますか。出荷量が多いために値段が下がっているんじゃないかという思いもしますので、しっかりと保存をして、先ほどからありますように定品質・定量で、そして市場に左右されない、自分たちで値段を決めていくというぐらいの生産地になればと思っていますので、しっかりとこの件については取り組んでいきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで3番 宮城弘和議員の一般質問を終わります。

次に、6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして、2件の一般質問を行います。

1件目に、飲食店業者や宿泊業者への支援策について。現在、村内の商工会に登録されている飲食店業者は49件、宿泊業者は15件と聞いています。本村における飲食店業・宿泊業は、単に食事や宿泊を提供する場所だけでなく、島の地産地消に結びつき観光客に島の魅力を伝える産業であると共に、飲食店は地域住民の情報交換や各団体などのコミュニケーションを図る場所として重要であり、そのことが多くの食品等が消費に結びつき、その他の産業にも波及し島の地域経済の活性化につながる役割を担っていると考えます。

村では、タッチゅん商品券や、プレミアム観光商品券などを発行することで、村民の消費喚起を促すとともに飲食店業者や宿泊業者にも恩恵を受けていることは評価します。

しかし、村内の飲食店や宿泊施設の中にはお客さんが求めているニーズ（清潔感・快適性の向上。トイレの更新）などに改修を進めたい業者もいると聞いています。そこで、飲食店業者や宿泊業者が施設改修を整備しやすくするため、補助制度や商工会と連携した相談窓口などの支援策に取り組むべきだと考えますが村長の見解を伺います。

記 1. 現在の住宅リフォーム支援事業は住居が対象となっておりますが、地域の実情を踏まえ飲食店や宿泊施設にも拡充し支援することはできないか。

2. 令和7年3月定例会の予算特別委員会で、私の「村内にある宿泊施設を支援するべきだ」と質疑した件で、村長は「現在ある宿泊施設をしっかりと支援していくにはどのようなやり方があるのか、情報収集に努めていきたい」と答弁されています。その情報収集について、その後の経過をお聞かせください。

2件目、名城政英村長の2期目出馬に向けた考えを伺う。名城村長は、故島袋秀幸前村長の逝去に伴い、令和4年7月に第34代村長に就任されました。名城村長は、故島袋秀幸前村長の村政運営の意思を引き継ぎ各政策の実現を図るとともに、急速に変化する社会の経済状況と多義多様化する村民の行政需要に対応するため、積極的に国・県の補助事業を活用し「自然で豊かな環境で誇りを持って、みんなが協働し活気あふれる村」の実現に職員一丸となって村政運営に取り組んでいただきました。

村長在任中の政策の一端として、伊江村陸上養殖場施設、ラム酒製造工場の拡充、移住定住促進住宅、東保育所アーケード設置工事、伊江中教員住宅整備等、社会基盤インフラ整備（道路・水道等）の継続、教育環境の整備、村民の福祉向上など村振興の発展に向けて多くの政策に御尽力をいただきました。その卓越した政治手腕は、私一人でなく多くの村民や関係団体から高評価を受けています。新たためて敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、伊江村の将来を考えたときに村の人口減少の課題をはじめ一次産業の振興、観光産業の発展、益々訪れる高齢化社会、教育環境の整備、離島苦の解消など村政の各分野において、解決すべき課題が山積しています。そこで、今後山積する課題解決には、これまで村の振興発展に向けて、誠心誠意傾注された名城村長に引き続き村のかじ取り役を託したいとの声が多く聞こえます。つきましては、来年任期満了を迎える村長選挙に2期目の出馬を決意してほしいと望みますが、村長の考えを伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

それでは、並里晴男議員の1点目「飲食店業者や宿泊業者への支援策について」にお答えをさせていただきます。議員お説のとおり、本村の飲食店や宿泊施設は、観光振興のみならず地域経済の活性化において大変重要な役割を担っていると認識しております。また、コロナ禍の影響により、村内の落ち込んだ消費を喚起するためタッチゅん商品券の配布や、夏場の観光誘客を図るため、観光客向けプレミアム付き商品券の販売を実施するなど、地元の消費拡大や地域経済の活性化に努めてまいりました。

1つ目の「住宅リフォーム支援事業を飲食店や宿泊施設にも拡充し、支援することはできないか」について、お答えをさせていただきます。村の緊急経済対策住宅リフォーム支援事業は、村民の皆様が自己の居住する住宅を対象に、村内の施工業者を活用した修繕、補修、耐震補強等に要する費用の一部を助成することで、地域経済の活性化と雇用の安定、確保に資することを目的として実施しているものであります。加えて、当該事業の実施背景には、沖縄県の住宅ストック活用市町村支援事業による財政支援もございましたが、同事業は本年度をもって廃止する見込みとなっております。同事業を飲食店や宿泊施設にも拡充することは、居住する住宅を対象としている趣旨に合致しないと考えられることから、財源確保や新たな制度設計を含めて、これらを総合的に勘案し、関係事業者や関係団体の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

2つ目の「情報収集についてその後の経過をお聞かせください」について、お答えいたします。今年6月に観光振興推進協議会の観光部会を開催し、各団体から様々な意見を聴取いたしました。その中で宿泊施設の老朽化や団体客の受け入れ態勢、人手不足による食事の提供ができないなど、現状の課題や要望等がございました。引き続き、宿泊施設をはじめ伊江島観光協会や商工会などと連携を図りながら、情報収集に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の「並里晴男議員の名城政英村長の2期目出馬に向けた考えを伺う」にお答えをさせていただきます。

はじめに、この度、私の村長選2期目に向けての温かいお言葉をいただき、心から感謝を申し上げます。私は、令和4年7月の村長就任以来、島袋前村長の村政運営の遺志を引き継ぎ「村民との対話による協働の村づくり」、「公明正大」、「民主・共生」を基本に、村民福祉の向上と、村の伸長発展に向けて、職員一丸となって村政運営に取り組んでまいりました。就任以来、コロナ禍と物価上昇で困窮する家庭への生活支援と物価高騰により景気が低迷している産業活動への支援を、村議会の御協力を得て、国県の補助事業を活用しながら実効性のあるものとし、必要な時期に的確・迅速に支援を講じてまいりました。

しかしながら、いまだ現今の社会、経済情勢は、国際情勢の不安定化や円安、物価高を背景にエネルギー、食料品等の価格高騰は、村民の家計及び事業者の経営を圧迫している状況にあります。このような状況を踏まえ、国・県の動向を注視しながら物価高騰による支援策を講じると共に、ソフト・ハード両面において、各施策の着実な実施に向け、国・県の補助事業等を活用し、産業振興、医療福祉の充実、教育文化の振興並びに生活環境の保全と社会インフラの整備など、村の発展と村民福祉の向上に取り組んでいるところであります。中でも、ハード面においては、「本部港の新たな立体駐車場の追加整備」や「特定専門職員定住促進住宅整備」に着手することができたことは、大きな成果だと考えております。また、新庁舎等複合施設整備に向けた建設候補地が選定され、基本計画に着手することができました。ソフト面では、「内閣府の小規模離島支援事業」を活用して、「高校生入学準備支援金の創設」や様々な子育て支援事業を実施することができました。また、「幼小中学生の給食費の完全無償化」の実施により保護者の教育費の負担軽減を図り、子育てしやすい村づくりに向けて、一歩前進できたと考えております。

振り返りますと、就任から早くも3年間に過ぎ、村民から負託された任期も残り7か月となっており、村政の各分野において解決すべき課題が依然として山積している状況にあると認識しており、道半ばの思いを強く感じているところであります。

今後も、これまでの基本姿勢を堅持しつつ、山積する課題解決を図り、これからの伊江村の基盤づくりに向け、議会をはじめ各関係団体並びに村民皆様の御理解と御協力を仰ぎながら、2期目に向けて誠心誠意、村民本位の村政運営に全力で取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時26分)

再開します。

(再開時刻14時40分)

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

1件目の、飲食店業者や宿泊業者への支援策について、再質問します。

答弁におかれましても、飲食店や宿泊業者の重要性、あるいは必要性については認識されているということは、お互い共有していることと思います。私も宿泊、あるいは飲食店などには利用しているときに、いろんな話の中でそういった環境というのをやりたいという意見とかを聞いたことによって、以前からそういう対策には何かできないものかと考えていました。前には、宿泊の誘致ということで質問をさせていただいたことはありますが、宿泊誘致の大きなことの必要性はありますが、村民からその宿泊だけではなく、誘致じゃなくて、現在ある宿泊業者、そういったことに目を向けてほしいという声も聞いたことから、そこは宿泊業者ですが、先ほど申し上げた飲食店につきましても、いろんな快適性を求めている業者の声もありましたので、以前からその取組がどういうふうにできるのかと思いついて考えていたところでもあります。そこでそういう中で、これまで住宅リフォーム支援事業については、そういうことで認識してきましたが、それを拡充することによって、またこの飲食店業者の利便性とかに貢献できないかという考えで、今回一般質問をしております。

住宅リフォーム支援事業は、午前中、島袋 勉議員も今の現状から補助率を上げてくれという要望をされましたが、また飲食店とそこはいろいろと財源的なところ、そこは変わると思います。つまり、かなりの事業も工事もしないといけないところがあると思います。そこで先ほど申し上げたとおり、この飲食店業者や宿泊業者への支援策は、ほかの自治体でそういった事例はないのか。お聞かせ願えますか。事例がありますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

他自治体での事例がないかということでございますが、沖縄市のほうで2014年から、市内の店舗や事業所の改修費を補助する事業がございまして、補助額、補助率が50%、上限100万円を上限とする制度がございまして。今のは事業所でございまして、例えば、名護市でしたり、金武町でしたら空き店舗対策とか、そういったところの対策で補助事業があったりします。ちょっと調べた限りでは、あと浦添市、宜野湾市も空き店舗対策、嘉手納町におきましては、シャッター街のところ、新たにお店を建てる場合に支援金を出したりとか、金武町もそういった業者を実施しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議 員

ありがとうございました。2022年ですか、これは琉球新報の報道によりますと、沖縄市のこの補助もコザ周辺から沖縄市全体に拡大したということで、一応当初予算の事業費を7,500万円計上しているというような報道がありました。やはりかなり大きいですね。やはり50%の100万円の上限が沖縄市だからできるかもしれないませんが、そこは村としても財源の問題ということで答弁をされていますけれども、先ほど言った住宅リフォームとか、少し視線を変えてやるべきではないかと思っています。と言いますのは、飲食店とか宿泊業者のほうにつきましても、村内の施工業者、それにも恩恵を受けますが、さらに先ほど申し上げたように観光産業とかに従事していきますから、その政策は、必ずしも住宅リフォームに似せるのではなくて、新

しい制度がそういう設計ができないかどうかを含めて、今後検討して行ってほしいと思いますが、そこら辺について、どう考えられますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

先ほど答弁にもございましたが、ちょっと住宅リフォームとの事業の趣旨とは合致しないところがございますので、やはり他市町村の事例とかを参考にしながら、村独自の制度設計、要綱等を定めて、もちろん財源も必要ではございますが、そういったのも含めて、今後総合的に計画をやっていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほど制度設計について、住宅リフォームとは違った制度設計を検討していきたいということなので、ひとつ次年度に向けて、いろいろと検討して行ってほしいと思います。

先ほど課長からも、嘉手納町とかの実際の例で飲食店の開業とかに向けた支援策もあるということでお聞きしましたが、今回は本当に、ただ偶然というか、村議会との意見交換の中で女性会のほうから、飲食店などの開業に向けての準備金、補助金などがないかという意見がありまして、これも女性会からのいい意見が、提言があったと考えています。そこで新しくやる開業に向けてというのは、なかなか厳しいところがありますが、やはり村だけの財政ではなくて、国・県の支援事業みたいなところを模索するべきではないかと考えますが、そういう事例について、商工会とかの連携の話合いとかで、そういう事業がないかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

村の商工会におきまして、小規模事業者持続化補助金という制度がございまして、この補助金を使用すると、機械の購入、あと展示会への出店出したり、新商品の開発など、そういった形での補助対象となっておりますが、商工会に聞きますと申請して8か月から、下手したら1年ぐらいかかって、なかなか採択されない場合もあるということでございまして、新規出店も可能かどうかというのは、ちょっとすみません、調べてはいないんですが、ハードルが高い事業でもあるということでございます。

あと、国・県に関しましても、県においては大きなホテルの場合でしたら、税制面の優遇措置でしたり、国においては官公庁の事業というものもございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

そういうやはり他の事業です。活用ができるならばそういう活用をして、村としても連携して取り組めるように、先ほど言った制度設計も含めて検討していただきたいと思います。

一応、2つ目の村長の情報収集についてですが、6月に意見を伺ったということでありますが、答弁で引き続き宿泊施設を各団体と連携を図りながら情報収集に努めていきたいという、またさらに情報収集という言葉がありますが、6月から12月まで6か月ぐらいあって、次年度に向けて何か具体的な考え方というのは、今のところあるのかどうかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城幸人君

今年の6月に観光振興推進協議会の観光部会を開催いたしました。村内の各団体の皆様から御意見を賜りました。宿泊施設の方はすみません、この中には1人しかいなかったんですが、来年2月頃に観光部会を予定しております、その中で例えば今回上がった飲食の件でしたり、宿泊業の皆さんも集めて、民宿部会も最近やっておりますので、そういった方々も集めて今どんな課題があるかというのをさらに情報収集して、そういった事業設計、制度設計に盛り込んでいきたいと思っておりますので、そこでいろいろと情報収集に努めたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

1件目のことについては、これまで課長で答弁をいただきましたが、財政的なことを踏まえまして、村長も何か考えがありましたら、よろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

先ほどから商工観光課長から、るるお答えさせてはいますが、まずは新しい情報収集を、また二度使いましたが、制度設計をするために、実際にもっと具体的に踏み込んで、どういったことがあるのかというところをやるためにも必要だろうということで、先ほど商工観光課長のほうから答えた、2月あたりの話もしましたが、まずはもう既に、並里議員からありましたように、現在のリフォーム事業とこれと合体させてやるということが、なかなか制度上難しいところもありますので、別にやるためには、実際にもっと深く踏み込んで調査したいという担当課からも申出もありましたので、そういうのは回答させていただきましたが、私個人的にも「村長あのですね、困っているんです」と、民宿の事業者からも私に直接話がありました。既に並里議員も聞かれているように、まだ民宿の中でトイレが和式であるということもあって、泊まっている方が、洋式トイレだけに集中してしまうとか。そういったことで改修もしたいんです。しかしなかなか、コロナの時期から非常に収入は少なくてなかなかそれを踏み込めなかったということもあって、そういった悩みもありました。

またあと1点は、この間定例会のときに申し上げたのは、今野球場を活用して、様々な大学とか、高校生が合宿に来ていますが、そのときに一気に合宿を受けた民宿の方から、「村長、中は自分たちで頑張るので、洗濯するのが大変なんです。洗濯機を補助してくれませんか」と直接あったりもしました。そういったことであるほどだと、これはもしかすると、伊江村が宿泊施設をつくるよりは、民間のほうに支援したほうがもっと早くなるのかという考えも、自分なりに考えたりもしていたところでもあります。そういったことを含めて、いろんなところからもっと具体的に踏み込んで、今の困っているところを聞いていく中で、制度設計ができないかをしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほど来、答弁にもありますとおり、やはりそういう重要なことについては、制度設計をまた検討して、沖縄市のような例もありますので、そんなに時間もかけることもなくできるのではないかと思いますので、ぜひ来年度に向けて、そこの方面は財政的にもできる範囲でいいと思えます。必ずしも沖縄市みたいに高額

なものでなくてもいいと思います。まずは二、三点ぐらいのものができるような制度設計で始めていただければと思います。ひとつよろしく願いしまして、2件目についてお伺いします。

2件目につきましては、皆さん注目されている質問にもなりましたが、答弁で村長も村政の各分野において、解決すべき問題が依然として山積している状況と。そして2期目に向けて誠心誠意「村民本位」の村政運営に取り組んでまいりたいという答弁をいただきました。村長におかれましては、後援会なども結成されていて、これまでも激励集会などがされているわけですが、このかじ取り役として2期目に向けて、さらに自主的な出馬表明をさらにお聞かせください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

ありがとうございます。先ほども答弁で大まかに申し上げさせていただきましたが、2期目に向けてしっかり取り組んでいきたいという思いでありました。まずは現在、取り組んでいる事項について、様々な山積している課題を解決しながら次につなげていきたいという思いが強いです。また先ほどは、細かく申し上げることができませんでしたけれども、やはり現在取り組んでいる役場の複合庁舎の解決に向けては、本当に強くこれに向けて取り組んでいきたいという思いがあります。ぜひ皆さんのお力を借りながら、そして新しい選定地もでき上がりましたし、候補地も選定できましたし、令和12年度に向けてしっかりと計画どおり進捗するように取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

また、本当に長期的な視野に立って、前村長からの取組でもありました伊江島空港の再整備につきましては、しっかりと今後も非常にハードルが高い空港整備であると思っておりますけれども、それに臆することなく、しっかりと長期的視野に立って取り組んでいきたいと考えているところであります。

また先ほど、新庁舎の件も申し上げましたが、やはりこの中にはこれまで強い要望があります民俗資料館の整備についても先延ばしをさせていただいております。その件についても併せて、建設に向けてどのように取り組んでいくかということについても、この基本計画の中でできれば組み入れて検討させていただきたいと考えているところであります。また、伊江港西側の港内施設などについても、現在港湾課、沖縄県のほうにも要請をしているところですが、なかなか前に進まない状況にあります。これについても長期的視野に立って、しっかりと2期目に取り組んでいきたいと考えているところであります。その他、ハードとかソフト面につきましても、まだまだ取り組むべき課題というのが山積しております。これまでの経験と実績をしっかりと踏まえて、次に向けて取り組んでいきたいと思っておりますし、もし皆さんから本当に村民からの負託を受けることができるならば、村民の福祉向上のためにしっかりと頑張っていけるように、今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

2期目の出馬ということで、非常に具体的にも答弁させていただきました。ありがとうございました。質問の中にも、書き入れましたが、さらに今日午前中の島袋義範議員などの中にも、移住定住の話とかで人口減少の課題、そういった諸々の議会としても取り組む課題であります。さらにこの後、亀里議員が伊江島空港について、一般質問をしますが、私もこの離島苦の解消など様々な課題があるということ認識しているところです。そこで後援会、あるいは議会にはそのように通しているわけですが、直に村民に向けてそういった村政報告というか、そういったことも必要なことだと思いますので、ぜひ後援会の皆さんとか、いろんな関係団体と一応協議をさせていただいて、時機を得たときにそういった村政報告もやってほしいというこ

とを希望しまして、一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

次に、9番 亀里敏郎議員の登壇を許します。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

先ほどは並里議員の質問に、村長のほうからいい答弁をいただきまして、意を強くしたところで、通告に基づきまして、1件の一般質問を行います。

件名1. 伊江島空港利活有効活用へ現況における進捗状況と今後への展望を聞きたいと思います。

要旨 これまで「伊江島空港利活有効活用について」は、前島袋村長の令和4年3月定例議会での施政方針、名城村長の令和4年6月初当選での抱負コメント、令和4年9月定例議会での所信表明、令和7年3月定例議会での施政方針に述べられております。

さらには、令和7年11月22日沖縄タイムス掲載の「北部空港設置で渋滞緩和」報道を見聞しました。伊江空港利活有効活用は近い将来、進展していくものと期待と願望があります。

そこで、伊江島空港利活有効活用への現況における進捗状況と今後への展望を聞きたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは、亀里敏郎議員の「伊江島空港利活有効活用へ現況における進捗状況と今後への展望について」にお答えさせていただきます。

伊江島空港の利活用については、一般社団法人日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）をはじめ日本青年会議所や沖縄経済同友会などが、「沖縄北部振興の課題として、県土の均衡ある持続可能な発展や沖縄北部の観光ポテンシャルの有効活用のために重要な拠点になる」と各種講演会の開催や要請が行われております。また村議会も沖縄県に対し「伊江島空港活用を求める意見書」を提出されており、空港利活用の後押しになっているかと思慮いたします。

村といたしましては、各団体などより様々な提案をいただき、設置管理者への沖縄県と協議を行っております。協議では、空港運用に関する方式や就航可能な航空会社の検討などを協議しておりますが、就航可能な事業者や現行滑走路、整備費用などにつきましても、一筋縄ではいかない高いハードルがございます。村としましては、令和7年度の施政方針のとおり、伊江島空港の利活用は、伊江村の観光振興、北部振興のみならず、沖縄全体にとっても訪問客の受入機能強化につながる期待があることから、今後も村民へのコンセンサスを図りつつ、各種団体等の後押しもいただきながら、設置管理者である沖縄県に対し引き続き、粘り強く協議を重ねてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

答弁書の中ほどに「一筋縄ではいかない高いハードルがございます」と答弁にあります。少しでも、高いハードルが低くなるように願いながら、少しでも議論を進めさせていただきます。

まず最初に、答弁書にあります日本青年会議所と出ています。公益財団法人日本青年会議所に、沖縄地区協議会で、沖縄県北部地域の空港誘致に向けての政策提言の中で、空港設置に向けてのアンケートがございました。そのアンケートについて御存じでしょうか。もしよろしければ説明できます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新保礼人君

昨年、2024年に公益社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会 やんばるスカイフロント会議という中で、提言書をいただきました。その中でLINEによるアンケートが行われていることは承知しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里敏郎 議員

詳しいことは知っていないですね。ちょっと紹介しましょうか。何かの参考になるはずですから、「沖縄県北部ヤンバルに空港は必要だと思いますか」というアンケートに「非常に必要だと思う (48.8%)」「ある程度必要だと思う (31.4%)」ありました。合計で約80%ありましたことを、ぜひ承知していただいてこれからの議論を進めたいと思います。そこでこの80.2%に対するアンケートに「必要」だということについての見解がございましたら、村長何かありますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新保礼人君

資料のほうは確認はしております、約80%の必要だということで回答を受けているということは承知しております。村といたしましては、今回伊江村の中でアンケートを実施したわけではなくて、北部全域でされたというところで、北部の観光誘致、北部圏域の発展というところに関して伊江村としても必要性を感じているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里敏郎 議員

伊江島空港活用調査業務報告書で、空港開発の影響範囲を伊江島単独とせず名護市、本部町など本島側も視野に入れたことでの広域的な移動を想定することで、伊江島空港を北部観光の玄関口と位置づけ、北部地域の観光振興を目指した空港整備を行う必要があるという県の見解なんです。そこで聞きたいのは、皆さんのぐらい県と折衝と言いましょうか。伊江島空港の再開発について、どのぐらいの話を進めたかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

まずこの調査報告書ができ上がった時点で、実は沖縄県のほうともそうなんですが、村長レベルでのトップ会談ではなくて、事務レベルの課長同士の協議から進めていきたいということが、前のときからそういうようなことをやっているみたいですけども今回、調査報告書ができた時点でそれらを基にしながら、空港課とは課長レベルの担当レベルのほうで協議を進めていこうということになっていまして、担当課長のほうからお答えさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新保礼人君

沖縄県と協議をしている内容といたしましては、就航可能な航空会社の調査の情報をいただいております。また、空港にはターミナルがあります。空港自体の運営方法とかそういった部分に関しましても、公設民営

という形で民間委託をする方式もございます。そういった方法等をお話、協議をしている状況でございます。先ほどお話がありました調査業務もいたしました。その中で出ている問題等につきましても、協議をしているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

12月27日にヒアリングがありましたよね。その時に課長も同席されたんですか。そのヒアリングの中で、沖縄県空港課のやり取りの中で、そういうことを言っています。それに私は感動しているんですけども、課長から言いますけれども現在、県内観光は2泊から3泊が基本パターンであるが、伊江島空港が利用され、北部地域の交通アクセス性の向上、北部テーマパークなどの観光資源開発により、3泊から4泊へ延ばすことも期待されるという沖縄県の空港課が述べております。そして現空港は、RW1,500メートルでプロペラ機用の舗装であり、定期便の就航により就航機材が大型化するのであれば、整備を進める意向があるということをお県が明言されております。これは沖縄県空港課です。

そしてもう1点、ジェット機の離着陸に向け灯火系の整備も必要、定期便の就航が見込めるのであれば、県として整備する意向はあると明言されております。

そしてもう一つ、伊平屋の空港問題ありますよね。そこで伊平屋とのつながりを言っています。伊江島空港の利用が軌道に乗ることで、伊平屋空港への就航にも意欲を持っている。効果が広がることが期待されるということで、伊平屋とも連携しながらやっていけばいいんじゃないかという提言なんです。それは沖縄県空港課の話です。

次に、沖縄県交通政策課がこう言っています。県の交通政策課としては、伊江島空港は総合交通体系計画に記載されていると、そして中ほどにいきまして、本島北部地域のポテンシャルは認識しており、北部テーマパークの開業や自然史博物館の誘致が進めば、伊江島空港も注目されると考えています。特に先ほど、県議会でも議論されておりましたけれども、自然史博物館の建設誘致につきましても、県も一生懸命やっていますので、それも連携しながら、あるいは伊江島空港の開発も捨てたものではないということなんです。そこで、もしそういうことができ上がって、すると伊江島としての空港再開に対する基本的な考えはどうか。担当課長としてどう思いますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

空港再開というのは、とても喜ばしいことだと思います。ただ令和3年に、村民向けにアンケートをした経緯もございます。その中で、村民がどのぐらい空港の再開に希望を持っているかというところでやりましたら、47%が希望するという回答をいただきました。そしてその他に問題点が何かないかというところでもありましたが、やはり今まで飛行機が飛んでいなかったものですから、騒音が気になるとか。そういったところが問題点と、そして利活用についても村民が利用に促進できるかというところでもありましたので、金額の面だとか、そういったところ懸念される場所がございます。なので、答弁にもありましたように、村民へのコンセンサスをしっかりしていきながら進めてまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

こういう新しいプロジェクトを利用していただければと思います。そして答弁書の中に「就航可能な航空

会社」とありますよね、これも御存じだと思いますけれども、第一航空株式会社は大変積極的な考えを持っております。と言いますのは、港南株式会社の社長が保有するプライベート機の格納飛行機を持っていた第一空港の親会社となった社長は、地域貢献への思いが強く栗国路線開発もその一環であると。社長も伊江島に訪問しており、伊江島独自のホスピタリティを感じており、路線開設に対して前向きであるということを行っています。この第一航空の社長とはお会いになったことはありますか。伊江島に訪問していますけれども。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

すみません、私のほうはお会いしたことはありません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

ぜひ今後、電話でも、議会でも話合いがあったと電話してあげたらいいですよ。そういう積極的なところを、ぜひ利用していただきたい。ただしそういうことを言っているんです。伊江島路線を開設するとすれば、まずはチャーター運航により実績を積み、道転換輸送定期便と発展させていきたいと。段階的にやってこうということです。これはもちろんです。

そしてもう1件、日本トランスオーシャン航空株式会社、これは1月24日のお話し合いで、そういうことを言っています。ここもすごい可能性ががあります。伊江島空港の活用可能性について、伊江島空港は滑走路の長さ、滑走路強度を示すPCN、分かりませんが、PCNが不足しているため、現状JTの保有機ボーイング737では離発着陸が不可能である。需要の状況を見ても素直に現状では運航の可能性はないと言っています。ただし、将来的に本島と架橋、またはトンネルで結接されるのであれば、本島北部圏域の空港として活用、可能性があると考えたいことを強く言っています。この空港とつなげる海底トンネル、こういった架橋については、開発事業者の刀（かたな）ジャングリアとも関係あります。ここも強く言っています。現況の伊江島などの空港が整備されることは有効と考えていると言っています。ただし刀も「沖縄という地域特性を考慮すると、二次交通により移動自体が旅行コンテンツとなり得ることから、伊江島空港が那覇空港と競争力を有するためには、架橋やトンネルで接続していることが重要であると言っています。

そしてもう1点は、大事なことは皆さんも記憶に、もう忘れたかもう四、五年前ですけども、世界的な海底トンネルの権威者である、元琉球大学教授、藍壇オメル教授、私琉大に行ってお会いしてきました。この人が沖縄という地域特性を考慮すると、二次交通による移動自体が旅行コンテンツになり得ることから、伊江島空港が那覇空港に競争を有するためには、架橋やトンネルで接続することが必要であるということ、この方も同じことを言っています。だから、村長いかがでしょうか。あまりにも空港の再開もまだのところ、架橋とかトンネルということも、かなりハードルは高いです。しかし将来の我々の百年の計として、一時期盛り上がった時期がありました。そろそろこれを少しだけここの話の端々に出す必要はないでしょうか。各航空会社もやはり空港の開発だけでは、ちょっとおぼつかない。どうしても本島の利便性を図るためには架橋で、もしくは海底トンネルで結ぶことが重要ですよということを言っています。これはハードルの高いことですけども、何かありましたら一言、議事録に残してくれませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

まず回答の前に、先ほど日本青年会議所がアンケート調査した結果を私も持っていますが、議員がおっしゃった「北部に空港が必要ですか」というものが、「非常に必要です」という率は高いという理由については、県外、国外からも入ってきやすいということが非常に大きなウエイトを占めています。そういうことで、県内じゃなくて国内からも直接、北部に入って来られるというのが、大きな理由に入っているということもあります。実は私就任してから、幾度となくこの大型施設ホテルの誘致に向けて、本当に何度となくあっちこっち飛び回って、情報が入ったらすぐさま社長に会ったりとかしてやってきたんですが、やはり「村長、伊江島にトンネルか橋ができれば、すぐつくりますよ」というところが多くて、「これはちょっとハードルが高過ぎる」というお話を笑いながらしたんですが、しかし宿泊施設をあっちこちに持っておられる大きな会社も、やはり伊江島空港については非常に興味を示しておられました。なので、できれば空港ができる前に、宿泊施設もつくりたいという話もしている会社も実はあります。まさに冒頭申し上げましたこのJAPICが、非常にすばらしい、日本プロジェクト産業協議会というのが、「沖縄本島ツインゲートウェイ構想」の中の一環として、北部の延伸道路も含めて、伊江島の海底トンネル、あるいは架橋、そして伊江島空港の整備ということ、その構想の中に挙げておられますが、JAPICの方といろいろとお話をしていく中で、まず空港を整備したいのであれば、村長これも同時にやらないと、なかなか国もこの話に乗ってくれないし、財源的にも非常に財源を確保するにも厳しいところがあるんじゃないかという、本当にこれは正式な場での話ではなくて、個人的な話なんですけど、そういった話もありました。ですからこれは一つのある面では、これまで「夢の懸け橋」でありましたけれども、これからは本当にこういった、このJAPICという会社は、ものすごい会社で、日本全国の優秀なコンサルタントが国内の様々な大きな公共工事を立案をして、そして国のほうに上げていって実現させているという、実は大きなすごい組織なんです。ですからこれらについて、これに何とかして乗っかきたいという気分はまずあるんですけど、なかなか思い切って村長の立場で言えない部分もあるんですけど、今後やはり先ほどから亀里議員からもありましたように、夢ではなくて、一つの目標として道のりは長いかもしれませんが、しっかりやっていきたいと思えます。トンネルは1,000億円、橋は9,000億円だそうです。そういった情報も得ていますが、両方が同時に進んでいければと思っているところでもあります。ぜひ目標として今後も、あらゆるところで一緒になって、この件については予算の獲得を経済会の皆さんに「お力を貸してください」ということを申し上げていますので、継続してやっていきたいと思えます。

あと一つは、航空会社があるいは沖縄県が、「伊江島に定期便が飛ばせることができるのであれば」と表現をよくされるんです。この裏には、やはり軍用地との関係、空域との関係があるんです。これらについては、やはり私たち伊江村、あるいは議会も含めてお力を貸していただきながら、同時にやはり沖縄防衛局を通して、これらについての空域の弾力的運用といいますか。そういったことに協力いただきたいということは進めていかなければいけないのかと思っていますし現在、私が就任してからは実は具体的に、この件については一回もまだやったことはありませんので、今後お力を貸していただきながら一緒になって、この運用改善、日米協定というのを改定するというのは、非常に不可能に近いぐらいの時間がかかることですから、運用改善の中で何とか定期便が飛ばせるような取組も早めに進めていかないといけないのかと、そうすることによって、また話が土台に乗せて、伊江島空港の再整備についてや空域については解決できますということがはっきり言えるようなことも、早めにしていけないといけないと考えているところです。ちょっと話が長くなりましたが、夢を持ってではなくて、目標として頑張っていきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議 員

村長、いいことを言ってくれました。空域の件ですけれども、やはり伊江島空港、空域の制限は防衛庁と何か国のほうが、そのおかげで以前に定期便飛ばしたことがありますよね。半年ですが。その時に実績を見たら、すごいです。便数が728便あって、月平均121便ありました。びっくりしました。そこで言っているのは、こういう伊江島空港周辺の以下の空域制限がある。制限高度海面から1万3,000フィートということは3,900メートルぐらいということで、だから防衛局も村長は分かっていると思いますけどこういう、以前にあったわけだから、空域については、そんなにハードルは高くないのではないかというコメントがありました。ということをやを意を強くして、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

そして最後になります。もし2,000メートルの滑走路ができて定期便が飛ぶようになったら、航空需要の見通し、企画課長見たことありません。最初に発展段階では、空港利用者数が4万から10万、そして経済波及効果が4億円から10億円と査定されております。そして発展段階、最終では人の動きは空港利用者想定が50万人から100万人、経済波及効果は24億円から73億円といっています。だから我々の伊江村の所得税が2億円余です。ということは膨大な所得なんです、波及効果は。だから一丸となって行政も議会も村民も一丸となって、私はこの空港誘致に進めたいという思いであります。村長、強い決意がありましたら、一つ聞かせていただけませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

亀里議員からありました空港の滑走路の延長の件につきましては、非常にこう村民のコンセンサスを入れたいいけないというのが、これは実は大きな軍用地地主会の皆さんと、やはり今、あと500メートル延ばすためには、やはり軍用地にかかると。ほとんどが個人の所有の軍用地であるということからしても、やはりこの件についてはその軍用地地主会の皆さんとも、いつか本音でしっかりと膝を交えて意見交換をしなければいけない時期が目前に来ているのかという思いもあります。いずれにしても、「もし整備するのであれば」という話でしかできないというところに、非常につらさがある、本当に財源の確保がしっかりできるのであれば、それが沖縄県の事業主体になってしっかりできるのであれば、地主会の皆さんにこの用地を取得させてもらいたいという話もできると思いますが、しかしそういった段階ではないというところから一歩前に踏み出せないというところもありますので、今後は意見交換という立場の中で、2,000メートルの滑走路についても、そういったことで軍用地にかかりますよという話もしながら、様々な意見を聴取しながら判断をしていきたいと思っております。いずれにしても、冒頭申し上げましたように、長い道のりになるかもしれませんが、一つ一つしっかりと前に進めるように取り組んでいきますので、今後ともひとつ御協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

言い古された言葉ですけれども、「ローマは一日にしてならず」というように、ありますけれども、この覚えていますでしょうか、令和6年7月11日の沖縄タイムスです。「定期便の誘致活動に力」そして名城村長のコメントが書いてあります。休眠状態という表現を使わせていただきます。これで質問を終わりますけれども、休眠状態の伊江島空港利活用有効活用への思いを少しだけ述べて、質問を終わります。

令和6年7月11日、沖縄タイムスに、「定期便の誘致活動に力」の見出しの記事で、現時点での事業化への道のりは遠そうだがハードルが高いと言っています。名城村長は、ジャングリアを追い風に、休眠状態の伊江島空港を何とかしたいと、あきらめていない。北部振興のためにも県と連携し利活用に向け取組を一歩

でも前進させたいと熱を込めるとありました。感動しています、私も。名城村長には、百尺竿頭、一步進めていただいて、休眠状態の伊江島空港利活用有効活用の実現に引き続き、名城村長の行政手腕を発揮していただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで9番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻15時35分)

再開します。

(再開時刻15時45分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 報告第14号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第14号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の専決処分については、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお願いいたします。専決処分の事項としまして、契約金額が変更前の請負金額2億7,845万9,500円、変更による増額契約額が213万5,100円、変更後の請負金額が2億8,059万4,600円であります。

契約の相手方が、共和化工株式会社、沖縄営業所・株式会社翔南工業 特定建設工事共同企業体。代表者那覇市字仲井真243番地2、共和化工株式会社沖縄営業所、所長 瀧澤 篤と契約をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお今回の報告につきましては、この令和6年の繰り越しを、令和7年3月に繰越手続を行いました令和6年度の農業集落排水事業の予算でございます。なお、工事の変更内容については担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の専決処分の内容について御説明いたします。

今回の増額変更の主な内容は、農業集落排水施設、終末処理施設内部の処理層の防水工事の数量変更に伴う増額でございます。去る8月の臨時議会においても防水工事の数量変更増による専決処分を報告させていただきましたが、事業費の入札執行残を活用し、次年度以降の工事を前倒し選考して工事を実施したものであります。本契約に伴う工事につきましては、令和7年10月31日をもって工事を完了しております。

先ほど村長からもありましたが、令和7年3月議会定例会において繰越手続を行った令和6年度の農業集落排水事業の予算でございます。

以上、専決処分の報告に伴う変更内容の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時48分)

再開します。

(再開時刻15時49分)

これで報告第14号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、本条例の一部を改正する必要がある議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お配りしております資料の令和7年度伊江村の給与改定イメージ図を御覧ください。イメージ図では、主な改正内容につきまして、こちらは1枚のカラーコピーしておりますが、カラー印刷している資料でございます。こちらのイメージ図では、主な改正内容について記載をしております。まず上段枠の国、県の勧告のポイントに記載してございますが、1点目、宿日直手当を、勤務1回につきまして、支給額を300円引き上げとなっております。

次に、沖縄県人事委員会が沖縄県に対しまして10月7日に勧告しました職員の給与に関する報告で、民間企業との比較を調査した結果、職員給与が民間給与を下回っていることから、2点目でございます。月齢給については、公民格差1人当たり平均1万960円を解消するために引き上げることとしてございます。初任給及び若年層の賃上げに重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る改正内容となっております。

3点目の期末勤勉手当、いわゆるボーナスにつきまして、民間の支給割合を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月数ずつ均等に配分し、年間の支給月数を4.60月分から4.65月分に増やす改正内容となっております。点線の下でございしますが、つきましては令和7年度給与改定に伴う遡及状況の表となっております。令和7年4月1日から遡及対象職員総数が行政職112人、医療職20人、海事職15人の合計147人でございます。それでは条例の改正につきまして、御説明をさせていただきます。

条例の説明につきまして、資料の新旧対照表を用いたと思います。まず新旧対照表の1ページをお開きください。第18条中「4,400円」を「4,700円」に、宿日直手当に引き上げる改正でございます。次に第20条第2項中「100分の125」を6月に支給する場合においては「100分の125」、12月に支給する場合においては「100分の127.5をそれぞれに」に改め、2ページをお願いいたします。第21条第2項中「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5をそれぞれに」に改めます。こちらについてはお配りしております資料の中段、第1条関係として記している内容となっております。令和7年度分につきましては、12月の期末勤勉手当の支給率をもって引き上げることとしております。

次に、別表第1（第4条関係）及び別紙第2（第4条関係）を別紙のとおり、改める内容となっております。まず別紙第1の行政職給料表は、3ページから6ページまで、医療職給料表は7ページから17ページま

でとなっております。下線アンダーラインが給与月額の変定になるということでございます。一例を申し上げますと、3ページ目の右側給料表、改正前の1級1号「18万3,500円」が、改正後の1級1号では「19万5,800円」に改正されます。

続きまして、新旧対照表18ページをお願いします。第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5をそれぞれに」を「100分の126.25を」に改め、第21条第2項中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5をそれぞれに」を「100分の106.25」に改めるという改正を行います。この第2条改正につきましては、お配りしております資料の中段、第2条関係で記しております令和8年4月1日施行分の内容となっており、年間の期末勤勉手当の合計100分の4.65を6月期と12月期に均等に配分する改正でございます。なお、附則といたしまして第1項では施行期日について規定しており、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行すると定めます。第2項では、給与条例の規定は、令和7年4月1日から遡及適用すると規定し、第3項において給与の内払いについて規定しております。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすこととしております。つまり改正前に支給された給与は、改正後の規定の内払いとみなし、改正後は遡及してその差額を支給するための規定でございます。第4項では規則への委任を規定してございます。なお、本条例の改正に伴い給与改定につきましては、事前に職員労働組合、役員に説明を行い了解を得ての今回の提案でございます。

以上で、議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、提案理由を申し上げます。

国、県の人事院勧告に基づき伊江村職員の給与に関する条例を改正したことに伴い、本条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与及び費用弁償について改正する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例内容について、御説明いたします。

条例の説明につきましては、資料の新旧対照表を用いたいと思います。新旧対照表をお開きください。別表第3条関係の事務職に従事する者の項上限月額欄中「21万3,600円」を「22万5,600円」に改め、同表資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者の項上限月額欄中「24万4,800円」を「25万5,600円」に改め、同表医療業務に従事する者の項上限月額欄中「27万4,100円」を「28万5,900円」に改め、同表教育業務に従事する者の項上限月額欄中「24万4,800円」を「25万5,600円」に改め、同表単純な労務又は作業に関する者の項上限月額欄中「20万7,400円」を「21万9,400円」に改めます。本別表にて定められている上限額は、議案第74号で改正の職員給料表に準じて会計年度任用職員も改正する内容となっております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると定めます。

以上で、議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が一部改正され、条文整理を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第7条中「法第28条の2第1項」を「法第28条の2第2項」に改めます。この改正につきましては、地方公務員法が一部改正されておりまして、その条ずれを整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 伊江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が一部改正され、条文整理を行うため、本条例の一部を改正す

る必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「243条の2の2第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めます。次に、第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めます。

この改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律に附随し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令等の上位法が一部改正され、公金収納事務のデジタル化やサイバーセキュリティを確保する事項が新設されたことに伴い、本条例にて引用する条項を整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、令和8年9月24日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第11 議案第78号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第78号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

沖繩振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある、

議会の議決を求めるものでございます。

なお詳細につきましては、住民課長にさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について説明いたします。今回の条例改正の主な内容は、課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度の適用期限が延長されたことに伴い、条例中の期限延長の改正や法改正に伴う条項番号の整備を行っております。年明けから始まる償却資産の申告と、令和8年度以降の課税に向け条例の改正を行うものであり、この制度が適用された場合の村税の減収分については交付税で措置されることとなっております。先に本日配付しました資料、1枚紙です。のほうから御確認をお願いしたいと思います。

それでは資料、議案第78号の資料です。左の欄から課税免除となる種類と条例中の規定、それぞれの根拠となる法律や対象資産、本村での免除実績、免除期間、適用期限を示しております。また課税免除の適用を受けるためには、事業者は事前に、国、県、村の確認を取ることが条件となっております。

中段の(第4条)産業イノベーション促進地域での実績は、新エネ開発の東江前と東江上の風力発電施設、沖縄電力は東江前にある設備、アサヒエネルギーと喜友名建設は東江前の太陽光発電施設に係る実績でございます。その下の(第5条)の離島地域での実績は、株式会社RUNということで、東江前にあるペンションについての免除実績でございます。今回の改正は、免除期間の延長ではなく、今後設備投資や財産取得などを行った場合の新規の申請ができる期限の延長となっております。その点を踏まえ、新旧対照表にて改正の説明をいたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。第2条第6号中「第25号」を「第26条」に改める改正は、法律改正において、条番号にずれが生じたための改正であります。第3条は、観光地形成促進地域における課税免除の規定です。「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、延長いたします。

次の2ページをお願いします。第4条は、産業イノベーション促進地域における課税免除の規定です。「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)」を削ります。特定高度情報通信技術活用システムとは、高速大容量の情報の通信や送受信に係るシステムなど、法律で定義されており、その設備等に係る税額控除の特例が、令和7年3月31日で廃止されたことによる削除であります。第5条は、離島の地域における課税免除の規定です。「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、延長いたします。

次の3ページをお願いします。上から2行目、第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等の次に、(以下この条及び次条において「資本金の額等」という。)を加えます。第6条は産業振興促進区域における課税免除についての規定です。「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め延長いたします。第6条中段、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める改正は、法律の改正に伴う項番号の整備、下段の「租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する」という文言と、間をあけまして「(以下「資本金の額等」という。)」を削る改正は、先ほどの第5条の改正で短縮して明記する規定を追加したため、重複することから削除する改定であります。

次の4ページをお願いします。第7条は、地域未来促進区域における課税免除についての規定であります。3行目、4行目にある「令和5年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め延長いたします。

附則として、第1項は、本条例の施行日を定めております。第2項は、経過措置の規定を定めております。今回の条例は、遡りの適用となりますが、年明けの令和8年以降に始まる償却資産の申告に向けての改正となります。その中で第6条の令和6年3月31日からの延長の改正は、令和6年4月から令和6年12月までの

間、また第7条に関しても、令和5年4月から令和5年12月までの間に、時期を見て条例改正を行う必要がありました。第6条と第7条は、改正前の制度から現在においても、村内においては課税免除の適用要件のハードルが高いことから、新規取得の情報や申告相談などが無い実績を踏まえ、改正を見送っておりましたが、適切な時期に改正すべきであったため、以後気をつけて対応したいと考えております。改正時期の遅延についてはおわび申し上げ、議案第78号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻16時19分)

再開します。

(再開時刻16時21分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第78号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻16時22分)